

美 唄 市 公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

平成 29 年 3 月

令和 4 年 3 月改訂

美 唄 市

目次

第1章 はじめに	1
1.1 策定の経緯と目的	2
1.2 計画の位置付け	3
1.3 計画策定年度及び改訂年度	4
1.4 計画期間	4
1.5 対象施設	5
1.6 計画の構成	6
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	7
2.1 公共施設等の状況	8
2.1.1 公共施設の状況（施設保有量、老朽化の状況）	8
2.1.2 インフラ施設の状況	13
2.2 人口と財政の状況	15
2.2.1 人口の状況	15
2.2.2 財政の状況	17
2.3 過去に行った対策の実績	19
2.3.1 施設の取得	19
2.3.2 施設の削減の取組	19
2.3.3 施設の長寿命化に資する取組	20
2.3.4 施設の用途廃止	20
2.4 施設保有量の推移	21
2.5 有形固定資産減価償却率の推移	21
2.6 将来費用の見込み	22
2.6.1 公共施設に係る将来費用（コスト推計）	22
2.6.2 インフラ施設に係る将来費用（コスト推計）	23
2.6.3 将来費用の総計	24
2.7 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	25
2.7.1 現在要している維持管理経費	25
2.7.2 今後30年間に於ける耐用年数経過時に単純更新及び長寿命化対策した場合の見込み	25
2.7.3 対策の効果額	26
2.8 現状・課題に関する基本認識	26
第3章 基本方針	27
3.1 課題認識と計画の方向性	28
3.2 基本理念と3大方針（基本的考え方）	29
3.3 計画の目標	30

3.4 取組体制やPDCAサイクルの推進に係る方針	31
3.4.1 横断的な庁内体制	31
3.4.2 体制の充実	31
3.4.3 PDCAサイクルの推進	32
3.5 フォローアップの実施方針	33
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	35
4.1 全体像	36
4.2 統合や廃止の推進方針	37
4.3 点検・診断等の実施方針	37
4.4 維持管理・修繕・更新等の実施方針	39
4.5 安全確保の実施方針	40
4.6 耐震化の実施方針	41
4.7 長寿命化の実施方針	42
4.8 ユニバーサルデザインに関する方針	43
4.9 地域環境配慮型公共施設の推進	43
4.10 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	43
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
5.1 市民文化系施設	48
5.2 社会教育系施設	50
5.3 スポーツ・観光系施設	52
5.4 学校教育系施設	54
5.5 子育て支援施設	56
5.6 保健・福祉施設	58
5.7 行政系施設	60
5.8 公営住宅	62
5.9 供給処理施設	64
5.10 医療施設	66
5.11 その他公共施設	68
5.12 用途廃止施設	70
5.13 インフラ施設	72
第6章 今後の具体的な取組	73
6.1 対話と協働のまちづくり	74
6.2 民間ノウハウ等の積極的な活用	75
6.3 実効性ある公共施設等のマネジメントに向けて	76

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1.1 策定の経緯と目的

全国の地方公共団体等が所有する公共施設及びインフラ施設では、高度経済成長期に集中して整備された施設の老朽化や、これに伴う施設の維持管理・更新費等の増大が共通の課題となっています。

本市では、第7期美唄市総合計画基本構想に掲げる目指すべき都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けて、第7期美唄市総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）を策定し、活力あるまちづくりを進めています。現在、本市が保有する学校、市営住宅などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設といった様々な公共施設等は、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。

これらの公共施設等は、高度経済成長期から昭和50年代にかけて整備が進められ、住民生活の質の向上等に貢献してきました。一方で、現在その多くの公共施設等は建設後30年を超え、老朽化が進行しており、これから一斉に更新時期を迎え、施設整備費用が集中的に必要となります。

また、今後の人口減少に伴う歳入の減少や、社会保障費等の増加なども踏まえると、本市の財政状況は厳しい状況が続くことが予想されます。

したがって、今後、すべての公共施設等をこれまでどおりに維持していくことは難しい状況であり、このままでは公共施設等の安全性・機能性・快適性の低下が懸念され、十分な住民サービスを提供できなくなる可能性があります。

今後も必要な住民サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、公共施設等の現状と課題を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の配置や規模・運営方法等の見直しを進めていく必要があります。

厳しい将来の見通しを踏まえ、限られた資源・財源を最大限に活用し、持続的に公共施設および市民サービスを提供していくため、品質・供給・財務の3つの視点から本市の公共施設等の「あるべき姿」とその実現に向けた方針を示す、「美唄市公共施設等総合管理計画」としてまとめます。

本計画策定後は計画内容に基づき各施設の実施計画を策定し、具体的な取組を進めてまいります。

1.2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の整備、維持管理等に関する基本的な方針として位置付けます。策定にあたっては「第7期美唄市総合計画 前期基本計画」や「第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら策定します。また、現在運用されている「美唄市 橋梁長寿命化修繕計画」等や、施設類型別の個別計画と連携した計画とします。

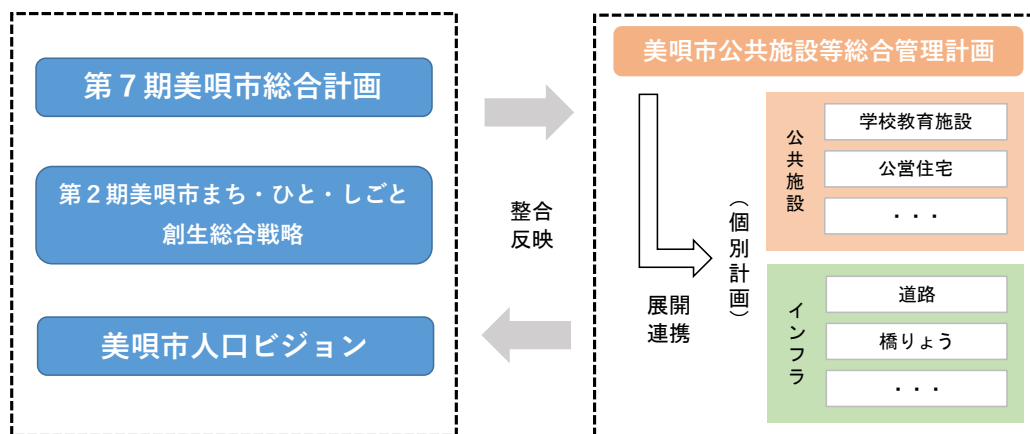


図 1.1 美唄市の計画等における位置付け

また、「美唄市公共施設等総合管理計画」は、国の示す「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画及び総務省が地方公共団体に策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に相当するものです。

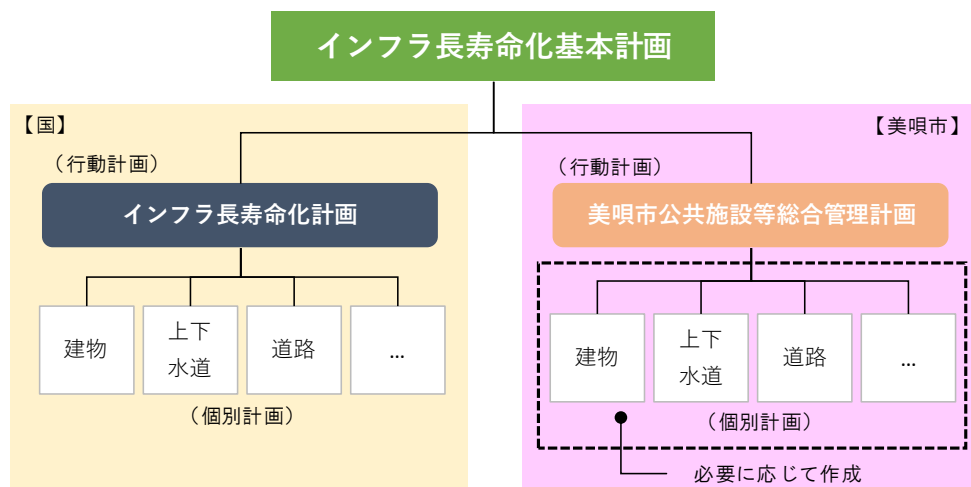


図 1.2 国等の計画における位置付け

第1章 はじめに

1.3 計画策定年度及び改訂年度

計画期間は令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までの30年間とします。また、計画的な取組みの実行に際しては中長期的な視点での検討が不可欠となるとともに、現実性・実効性のある計画期間とする必要があることから、10年を区切りとして前期・中期・後期に区分します。また、当該10年の中でも前半5年を前期と捉え、後期5年と合わせ、期間の終了ごとに適正な年度に内容の見直しを行い、その時点での状況を踏まえ、計画を更新していきます。

1.4 計画期間

本計画の期間は、将来の人口構造の変化や公共施設等の老朽化状況の見込み等を勘案し、中長期的な視点で取り組む必要があることから、令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までの30年間を計画期間とします。

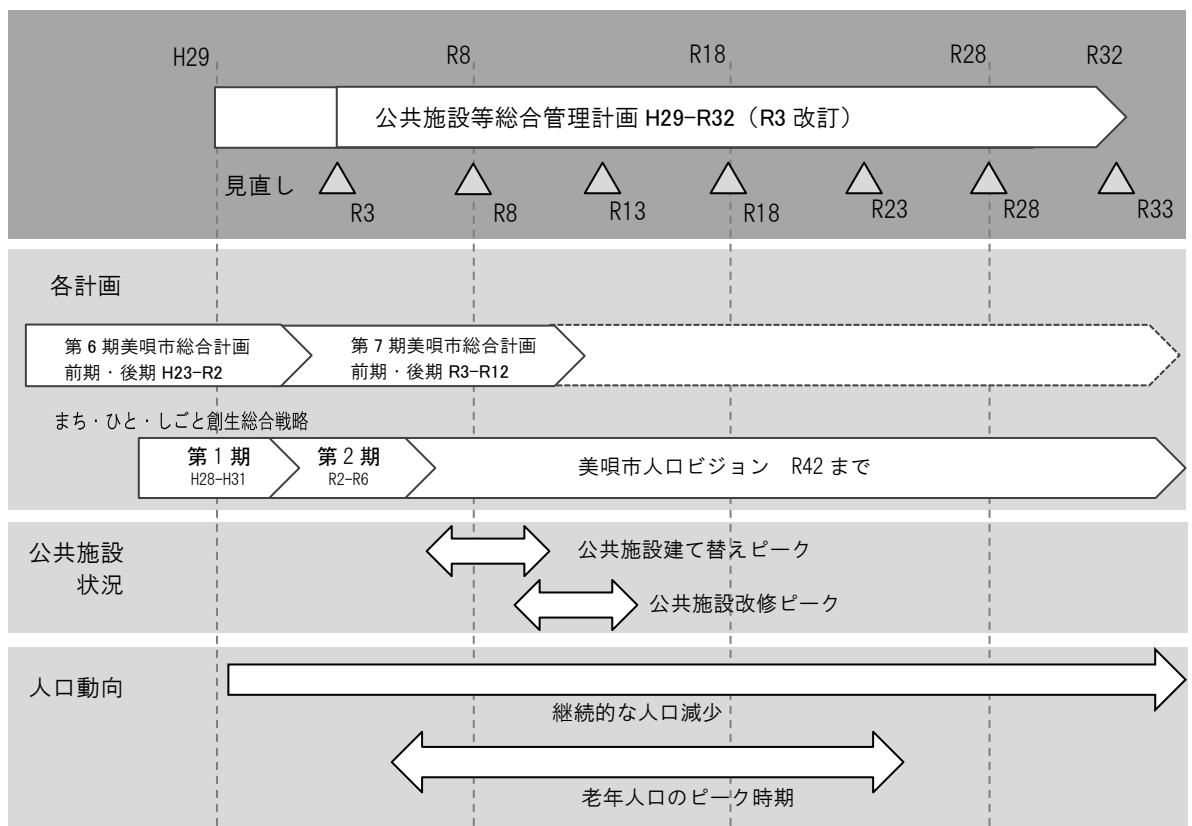


図 1.3 計画期間

1.5 対象施設

本計画における対象施設は、学校教育系施設、行政系施設、公営住宅などの「公共施設」及び本市の管理する道路、橋りょう、上下水道などの「インフラ施設」とします。

表 1.1 対象施設

類型区分	会計区分	大分類	中分類	主な施設
公共施設	普通会計	市民文化系施設	集会施設	公民館
			文化施設	市民会館
	普通会計	社会教育系施設	図書館	図書館
			博物館等	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、美唄市郷土史料館、東明駅舎等
	普通会計	スポーツ・観光系施設	スポーツ施設	温水プール、サン・スポーツランド美唄、陸上競技場、総合体育館、スキー場、野球場等
			観光施設	交流拠点施設
	普通会計	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
			その他教育施設	給食センター
	普通会計	子育て支援施設	幼保・こども園	ピパの子保育園、進徳保育園、茶志内双葉保育園、認定こども園ひまわり
			幼児・児童施設	子育て支援センター、放課後児童施設
	普通会計	保健・福祉施設	高齢福祉施設	恵風園、恵祥園
			保健施設	保健センター
			その他保健・福祉施設	総合福祉センター、地域福祉会館、東地区生活支援センター
	普通会計	行政系施設	庁舎等	市庁舎
			消防施設	消防庁舎、消防分団詰所等
	普通会計	公営住宅	公営住宅	市営住宅、団地等
	普通会計	供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場、美唄市リサイクルセンター、生ごみ堆肥化施設等
	公営企業会計	医療施設	公立病院	市立美唄病院
			公立病院関連施設	医師アパート、病院職員公宅
インフラ施設	普通会計	その他公共施設	その他公共施設	ピパオイの里プラザ、南美唄共同浴場、火葬場、教員住宅、車庫等
	普通会計	用途廃止施設	用途廃止施設	
	普通会計	道路	道路	一般道路
			橋りょう	道路橋等
	公営企業会計	上水道	上水道	上水管路等
	普通会計	下水道	下水道	下水管路等
	普通会計	公園	公園	都市公園・その他公園

1.6 計画の構成

策定の目的や位置付け等を明確にし（１章）、公共施設等の現状と将来の見通しを把握することで、課題を整理しました（２章）。課題解決に向けた基本方針を定め（３章）、これに基づいて、公共施設等全体に関する管理の基本的な考え方（４章）、及び、施設類型ごとの管理の方針（５章）を定めています。最後に、計画を推進していくための具体的な取組をまとめています（６章）。



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 公共施設等の状況

2.1.1 公共施設の状況（施設保有量、老朽化の状況）

本市が保有する市有地は令和2年度末（2021年3月）時点で約1,321万㎡です。公共施設は255棟保有しており、延床面積の合計は約22万㎡です。公共施設の施設分類別の内訳をみると、延床面積割合が最も高い施設が公営住宅であり、全体の約37.9%を占めます。次に割合の高い施設が学校教育系施設であり、全体の14.6%、続いて用途廃止施設が約10.4%、スポーツ・観光系施設が約6.6%を占めます。

表 2.1 土地の保有状況

		土地（地籍）				
		行政財産（㎡）	普通財産（㎡）	計（㎡）		
本	庁	舎	a	17,892.92		17,892.92
消	防	施設	b	8,399.35		8,399.35
学		校	c	186,709.21		186,709.21
公	営	住宅	d	254,651.39		254,651.39
公		園	e	470,951.88		470,951.88
そ	の	他の施設	f	1,753,548.51	1,247,442.10	3,000,990.61
山		林	g		7,590,419.77	7,590,419.77
原		野	h		1,675,899.16	1,675,899.16
合 計				2,692,153.26	10,513,761.03	13,205,914.29

出典：「美唄市決算書」（令和2年度）より

表 2.2 施設分類毎の建物棟数と延床面積の状況

No	大分類	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	割合
1	市民文化系施設	集会施設	3	627.8	0.3%
		文化施設	1	4,150.6	1.9%
2	社会教育系施設	図書館	1	1,109.3	0.5%
		博物館等	7	3,530.2	1.6%
3	スポーツ・観光系施設	スポーツ施設	10	10,449.1	4.8%
		観光施設	4	3,826.0	1.8%
4	学校教育系施設	学校	10	24,083.2	11.0%
		その他教育施設	1	841.5	0.4%
5	子育て支援施設	幼保こども園	4	2,839.0	1.3%
		幼児児童施設	4	2,009.0	0.9%
6	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3,956.8	1.8%
		保健施設	1	862.4	0.4%
		その他施設	17	7,664.2	3.5%
7	行政系施設	庁舎等	1	6,943.0	3.2%
		消防施設	9	2,859.0	1.3%
8	公営住宅	公営住宅	92	83,009.6	38.1%
9	供給処理施設	供給処理施設	8	6,827.3	3.1%
10	医療施設	公立病院	4	10,307.8	4.7%
		公立病院関連施設	7	1,117.0	0.5%
11	その他公共施設	その他公共施設	20	11,403.0	5.2%
12	用途廃止施設	用途廃止施設	48	29,543.9	13.6%
合 計			255	217,959.7	

出典：公有財産台帳（美唄市）より

※中分類の延床面積は小数点以下1桁目を四捨五入して表示

※中分類の割合は小数点以下2桁目を四捨五入して表示

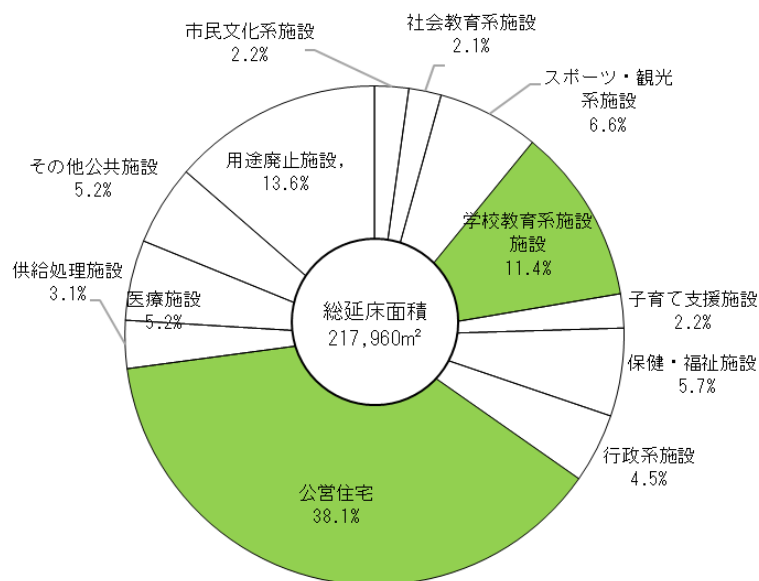


図 2.1 公共施設の施設分類別延床面積の構成

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

本市の住民1人当たりの公共施設延床面積は約10.68㎡/人となっています。これは東洋大学PPP研究センターが公表している全国平均3.42㎡/人の約3倍です。また、道内¹平均4.91㎡/人の約2倍です。人口が同等規模の他市町村と比較すると、他市町村よりも比較的多くの公共施設を保有していることが分かります。

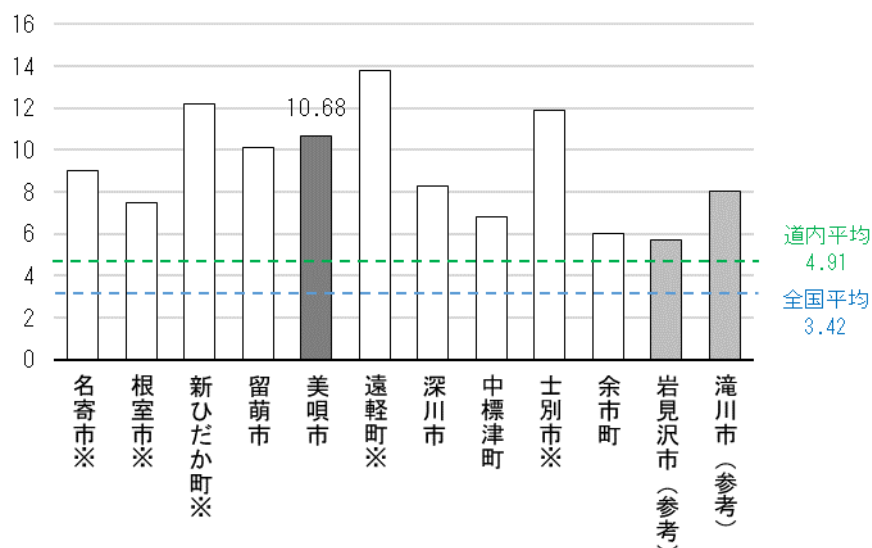


図 2.2 道内人口2万～3万人規模市町村の1人当たり公共施設延床面積の比較

出典:「全国自治体公共施設延床面積データ」東洋大学PPP研究センター(2012年1月11日)より作成。美唄市のみ令和3年3月末時点の人口と施設面積で算出。また図中※は、平成の大合併により複数の市町村が合併した市町村を表す。

¹「全国自治体公共施設延床面積データ」東洋大学PPP研究センター(2012年1月11日)における道内72市町村を対象としました。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

本市が現在保有する公共施設の築年別の推移は下図のとおりです。昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設された施設が過半を占めています。令和3（2021）年時点で建設後30年以上経過している施設が約61.4%あり、10年後には約88.3%が建設後30年を迎えることとなり、老朽化の進行による安全性の低下が懸念されます

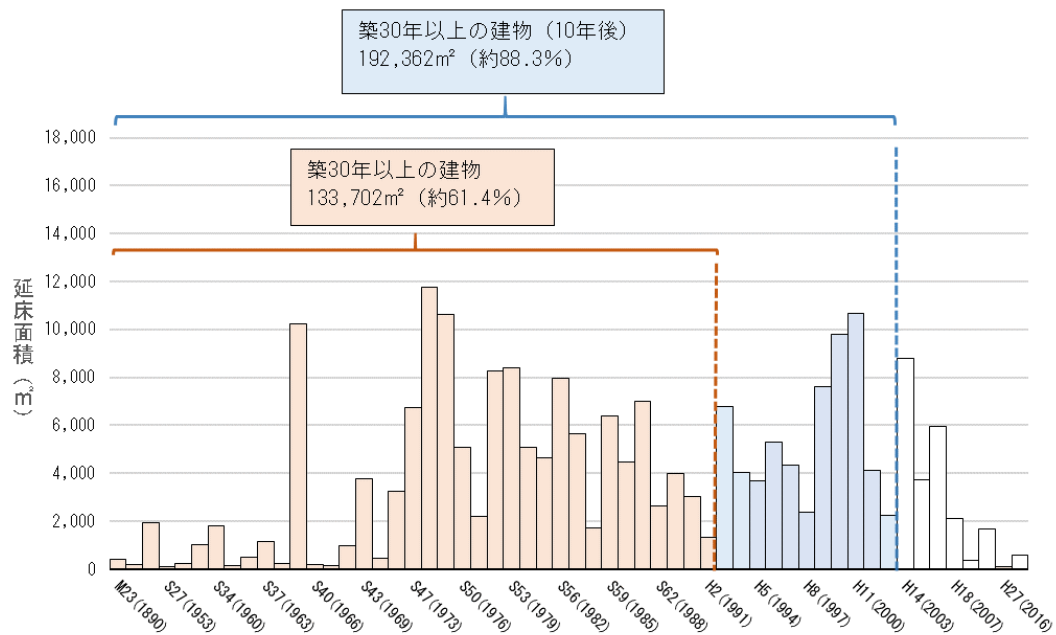


図 2.3 築年別の延床面積の状況

出典：公有財産台帳（美唄市）より

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

各施設分類の築年別の構成をみると、公営住宅が他の施設分類と比べて突出しておりますが、これは、市民全体の世帯数の10%程度を確保するため整備してきたものです。また、市民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設、医療施設及び用途廃止施設では、築30年以上の建物が60%以上を占めており、他の施設分類に比べ老朽化が懸念されます。特に学校教育系施設、公営住宅、医療施設及び用途廃止施設については、築30年以上の建物が1万㎡を超え、今後の改修や建替に係る費用も大きくなることが予想されるため、計画的な老朽化への対応を進める必要があります。

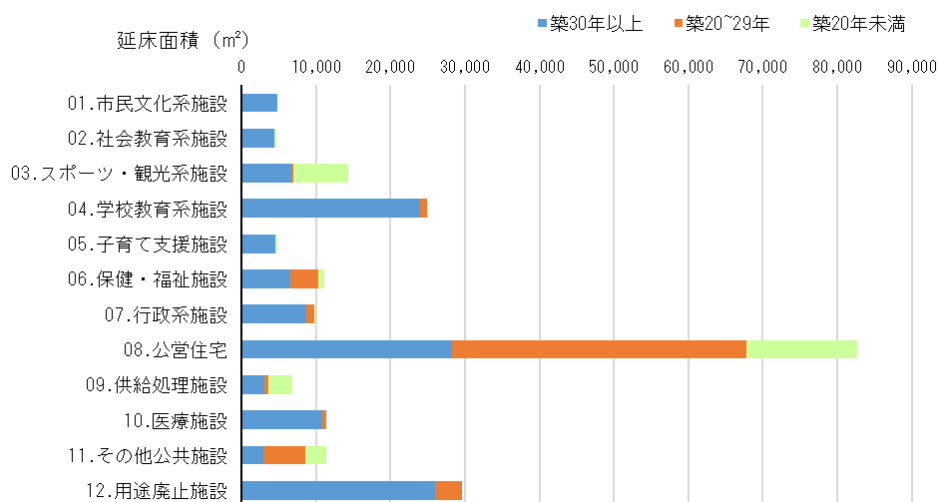


図 2.4 各施設分類の築年別延床面積

出典：公有財産台帳（美唄市）より

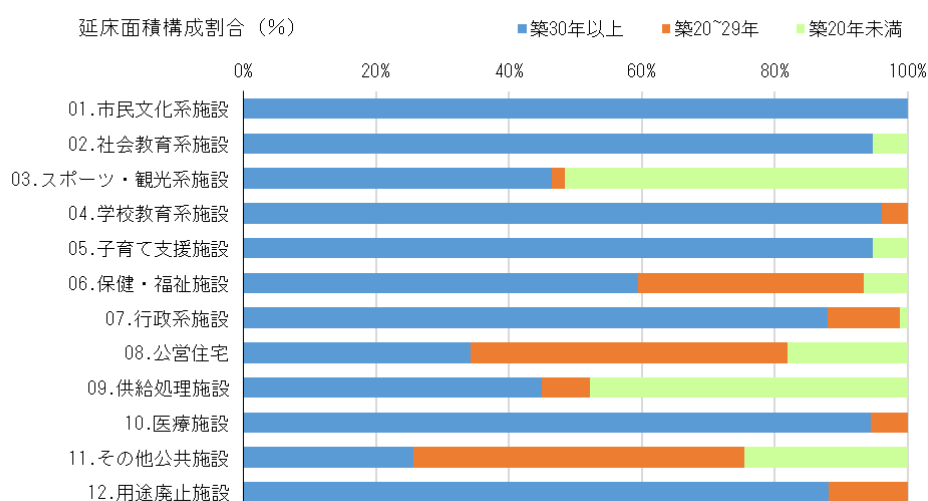


図 2.5 各施設分類の築年別延床面積の割合

出典：公有財産台帳（美唄市）より

2.1.2 インフラ施設の状況

①道路

『美唄市道舗装・改良及び道路種別延長調書』（令和2年度）、道路台帳（令和2年度）による実延長と面積は以下のとおりです。

表 2.3 道路の保有状況

	実延長	道路面積
一般道路	505,474m	3,474,640 m ²
自転車歩行者道	420m	3,356 m ²

②橋りょう²

『橋梁現況総括表』（令和2年度）による実延長と面積は以下のとおりです。

表 2.4 橋りょうの保有状況

	橋りょう数	実延長	橋りょう面積
橋りょう	256 橋	4,248m	27,220 m ²

本市は、橋りょうについての将来的な財政負担の低減と修繕コストの平準化を図り、地域道路の安全な環境の確保を図ることを目的に、平成25年3月に「美唄市 橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、取組を進めています。

これによると、本市が管理する道路橋は、現在256橋架設されており、このうち、建設後50年を経過する橋りょうは、令和4（2022）年度には、その数が65橋で全体の24%、その10年後の令和14（2032）年度には131橋で全体の49%に達し、今後、急速に橋りょうの老朽化が進行することが予測されます。

今後これらの老朽化を迎える橋りょうに対して、今までの維持管理方法である『事後的な修繕』で維持管理を続けた場合、大規模な補修工事や架替え時期が集中し、その結果多額な修繕予算を確保しなければならない状況を招くことが懸念されます。

このため、本計画では、橋りょうの重要度・規模・点検による劣化状態等の条件から「予防保全型管理」を行い、コストが縮減するよう、長寿命化修繕計画を策定しています。

² 道路・鉄道・水路などが障害物などの上空を通過するための架空構造物を総称しますが、狭義では、水面上を通過するための架空構造物を意味し、陸上部を通過するための架空構造物である高架橋と区別して用いられることもあります。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

③上水道

『水道事業固定資産台帳』（令和2年度）による管路種別³の延長は以下のとおりです。

表 2.5 上水道の各管路種別延長

	導水管	送水管	配水管
上水道	20,030m	6,315m	334,237m

④下水道

管渠整備調書（令和2年度）による下水道の延長と、普及率は以下のとおりです。

表 2.6 下水道の状況

	実延長	普及率 ⁴
下水道	182,782m	78.1%

⑤公園

公園施設台帳（令和2年度）による公園の箇所数と面積は以下のとおりです。

表 2.7 公園の状況

	公園数	公園面積
公園	20 箇所	79.05 ha

³ 導水管は井戸からくみ上げた原水を各浄水場へ運ぶ管を、送水管は浄水場から配水池へ水を送る管を、配水管は配水池から各家庭へ給水するために街路に埋設し、水を送る管を指します。

⁴ 令和2年度時点の値です。

2.2 人口と財政の状況

2.2.1 人口の状況

本市の人口は、昭和30年代をピークに人口減少に転じ、令和2（2020）年時点で20,413人となっています。「美唄市人口ビジョン」（令和元年3月）によると、令和32（2050）年の推計人口は7,516人であり、令和2（2020）年時点の人口と比べると約63%の減少が見込まれており、今後も人口が減少することが予想されます。

人口のピーク時期には、財閥系大企業が本市で炭鉱事業を展開していたため、これらの企業が保有する施設が市民にも開放され、公共施設に準ずる役割を果たしていました。本市による公共施設は昭和40年代後半から建設が進められ、この時代に建設され、現在も使用されている施設が見られます。

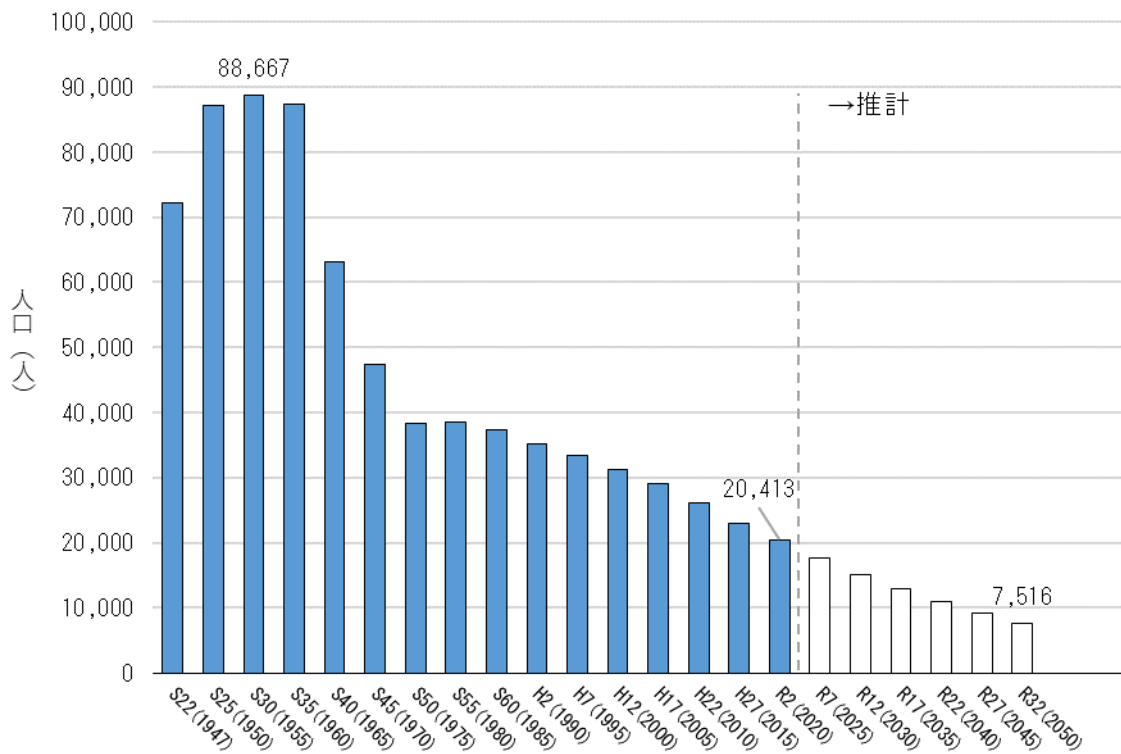


図 2.6 美唄市における人口推移

出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は美唄市人口ビジョンによる

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

将来の人口変動に伴い、人口構成も変化することが予想されます。

令和2（2020）年から令和32（2050）年の30年間で15歳～64歳人口（生産年齢人口）は9,991人から2,537人へ減少すると推計され、約75%の減少となります。特に令和30年代は最も生産年齢人口が小さくなることが予想されています。総人口に対する15歳～64歳人口（生産年齢人口）の構成割合は53%から34%に減少すると推計されています。

一方で、65歳以上人口（高齢者人口）は、既に減少に転じており、令和32（2050）年の割合では全体の約62%と推計されています。

これら人口構成の変化により、15歳～64歳人口（生産年齢人口）の減少による税収減と、65歳以上人口（高齢者人口）の割合増に伴う社会保障費等の負担増が見込まれます。

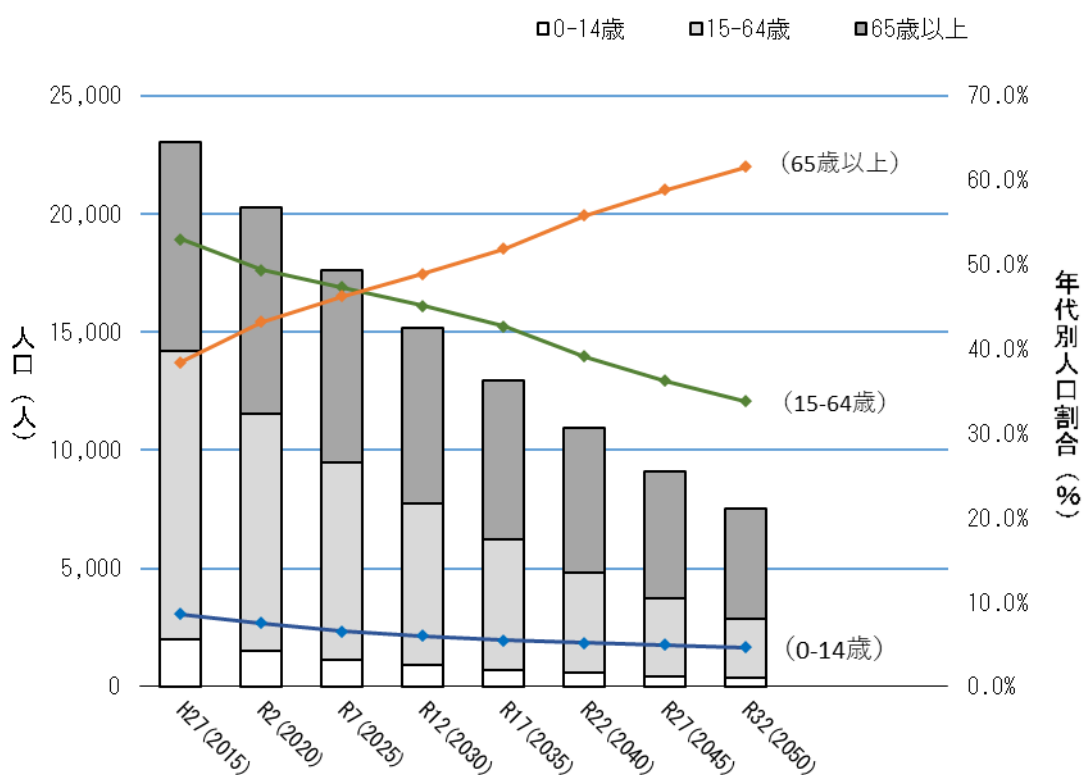


図 2.7 将来の人口予測と人口構成の推移

出典：令和7年以降は美咲市人口ビジョンによる

2.2.2 財政の状況

本市における歳入の状況は、令和2（2020）年度の歳入総額は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金やふるさと納税などの要因により約201億円となりましたが、近年150億円から180億円程度で推移しています。令和2（2020）年度の内訳では、地方税などの一般財源が約108億円と、歳入全体の54%を占めます。残りの約93億円が都道府県支出金や地方債などの特定財源であり、歳入全体の46%を占めます。

今後はさらに総人口や15歳～64歳人口（生産年齢人口）の減少に伴い、地方税などの税収も減少することが想定されます。

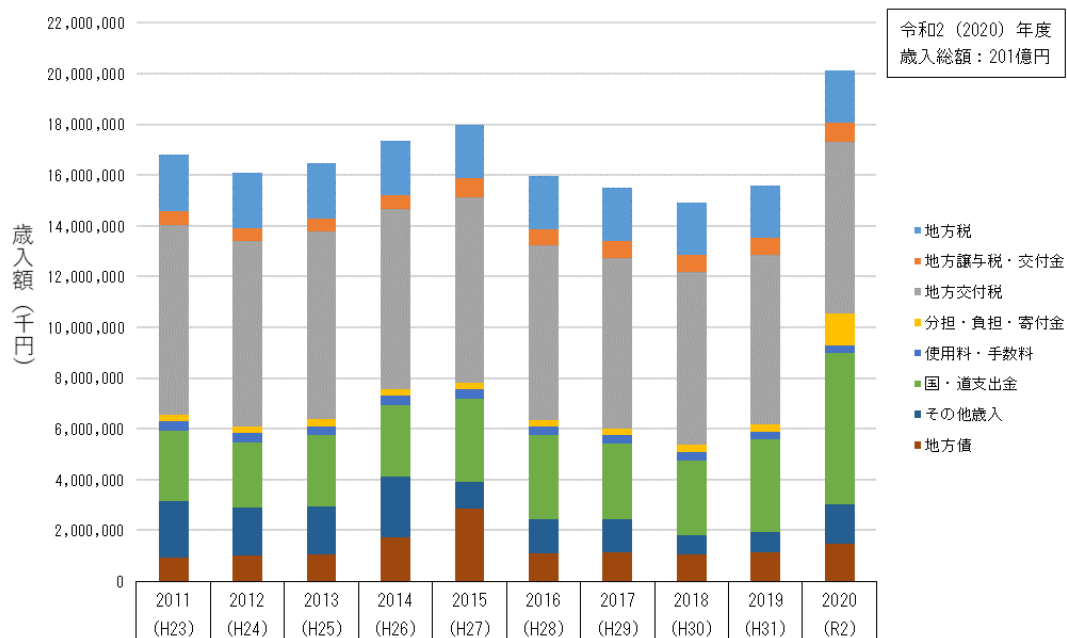


図 2.8 過去10年間の歳入額⁵の推移

出典：「美唄市決算状況」（決算カード）より作成

⁵ 歳入の「地方譲与税・交付金」は、地方譲与税、利子割交付税・配当割交付金、譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供交付金を計上します。また、「その他歳入」は、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を計上します。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

本市における歳出の状況は、近年約150億円から180億円程度で推移しています。令和2年度における歳出総額は、新型コロナウイルス対策や、ふるさの納税返礼品の増額により約198億円となりました。その内訳は、人件費や扶助費等の消費的経費⁶が約132億円、歳出全体の67%を占めます。公共施設等の整備に関わる投資的経費⁷は約15億円であり、歳出全体の8%を占めます。

過去10年間の内訳の推移をみると、人件費については、職員数は減少しているものの、財政健全化による給与削減が平成28(2016)年度に終了していることから、平成23(2011)年度と令和2(2020)年度を比較すると約10%増加しています。投資的経費については増加傾向にありますが、過去の歳出額の推移をみるとおおむね10億円程度となっています。また、補助費については、新型コロナウイルス対策やふるさと納税返礼品等により過去の推移と比して大きく増加しています。

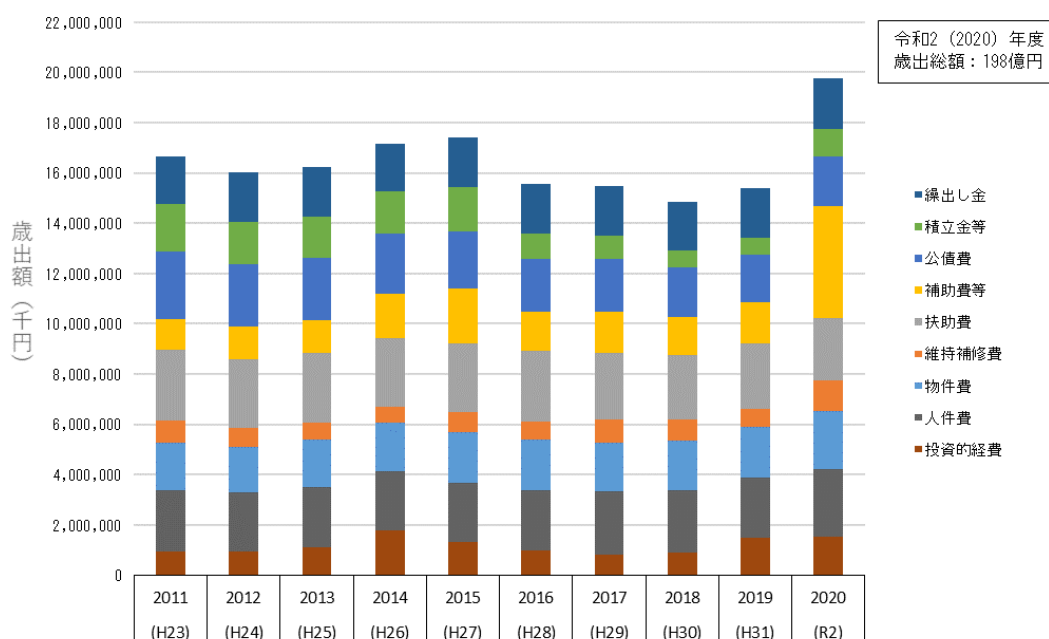


図 2.9 過去10年間の歳出額の推移

出典：「美唄市決算状況」（決算カード）より作成

⁶ その支出の効果が、当該年度又は極めて短い期間で終わる、言い換えれば後年度に形を残さない性質の経費です。ここでは人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費を言います。

⁷ その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を言います。

2.3 過去に行った対策の実績

2.3.1 施設の取得

当初計画策定後、以下の施設を取得したことにより、対象面積が 5117.65 m²増加しました。

表 2.8 取得した施設

年度	施設類型	施設名	内 容	対象面積 (m ²)
H27	09.供給処理施設	一般廃棄物ストックヤード	可燃ごみの広域処理に伴い一時保管施設として整備	196.00
H27	09.供給処理施設	生ごみ堆肥化施設	生ごみの堆肥化及び埋立地の延命化を図るため整備	1486.00
H29	03.スポーツ・観光系施設	交流拠点施設	新館（宿泊棟）建設	3143.19
H31	03.スポーツ・観光系施設	市営野球場	老朽化による更新	182.00
R2	11.その他公共施設	実証実験施設データセンター棟	WDCの事業化に向けて取得	110.46

2.3.2 施設の削減の取組

当初計画策定後、以下の施設を解体・売却したことにより、対象面積が 10774.29 m²減少しました。

表 2.9 解体・売却した施設

年度	施設類型	施設名	内 容	対象面積 (m ²)
H28	08.公営住宅	日東団地	解体	338.00
H28	12.用途廃止施設	旧中央保育所	解体	370.97
H28	12.用途廃止施設	旧美唄勤労青少年体育センター	売却	770.50
H28	12.用途廃止施設	旧東明地域体育館	解体	446.28
H29	12.用途廃止施設	旧西保育所	売却	378.19
H30	12.用途廃止施設	旧東保育所	売却	389.53
H30	10.医療施設	市立美唄病院旧看宿	解体	753.90
H30	10.医療施設	市立美唄病院看宿	解体	1116.91
H31	12.用途廃止施設	旧光珠内中央小学校校舎	売却	1872.00
H31	12.用途廃止施設	旧光珠内中央小学校屋内運動場	売却	573.15
R2	12.用途廃止施設	峰延中学校校舎 3棟	売却	2675.86
R2	12.用途廃止施設	峰延中学校屋内運動場	売却	978.54
R2	11.その他公共施設	実証実験施設データセンター棟	売却	110.46

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.3.3 施設の長寿命化に資する取組

当初計画策定後、以下の施設を改修したことにより、公共施設の長寿命化を図りました。

表 2.10 長寿命化した施設

年度	施設類型	施設名	内 容	対象面積 (㎡)
H29	08.公営住宅	共練団地（1-4,1-9）	外部改修	1,090.72
H29	04.学校教育系	東中学校	給排水設備改修	4,819.45
H30	08.公営住宅	共練団地（1-2,1-6,1-7,1-8）	外部改修	1,636.08
H30	04.学校教育系	中央小学校	実施設計	6,546.98
H30	04.学校教育系	美唄中学校	体育館屋根葺き替え	1,381.80
H31	09.供給処理施設	最終処分場	実施設計等	462.00
H31	08.公営住宅	ゆたかニュータウン3-3号棟	外部・内部改修	1,120.24
H31	08.公営住宅	有明団地（2-1,2-2,2-3）	実施設計	4,645.71
H31	08.公営住宅	共練団地（1-1、1-5）	外部改修	1,090.72
H31	04.学校教育系	中央小学校	校舎屋上防水、校舎外壁塗装、内部床改修、 暖房方式変更、LED化、体育館屋根葺き替え等	6,546.98
R2	09.供給処理施設	最終処分場	嵩上げ工事	462.00
R2	08.公営住宅	有明団地2-3号棟	外部改修	1,300.54
R2	04.学校教育系	中央小学校	校舎屋上防水、校舎外壁塗装、内部床改修、 暖房方式変更、LED化、体育館屋根葺き替え等	6,546.98

2.3.4 施設の用途廃止

当初計画策定後、施設の統廃合等を行い、以下の施設の用途を廃止しました。

表 2.11 用途廃止した施設

年度	施設類型	施設名	対象面積（㎡）
H28	05.子育て支援施設	中央保育所	370.97
H28	05.子育て支援施設	西保育所	378.19
H28	05.子育て支援施設	東保育所	389.53
H28	03.スポーツ・観光系施設	美唄勤労青少年体育センター	770.50
H31	04.学校教育系	峰延中学校校舎	2675.86
H31	05.子育て支援施設	峰延中学校屋内運動場	978.54
H31	04.学校教育系	茶志内小学校校舎	1809.75
H31	04.学校教育系	茶志内小学校屋内運動場	867.29
R2	04.学校教育系	峰延小学校校舎	2189.00
R2	04.学校教育系	峰延小学校屋内運動場	592.50
R2	04.学校教育系	峰延小学校物置	108.00
R2	05.子育て支援施設	峰延保育所	382.58
R3	04.学校教育系	旧南美唄小学校校舎	3162.00
R3	04.学校教育系	旧南美唄小学校体育館	701.20
R3	04.学校教育系	旧南美唄中学校校舎	2231.00
R3	04.学校教育系	旧南美唄中学校体育館	701.00

2.4 施設保有量の推移

本市が保有する公共施設は令和3年度時点で217,960㎡であり、平成28年度比で約3.8%減となっています。

施設分類別でみると、学校教育施設が平成28年度比で約23%減、供給処理施設が平成28年度比で約33%増となっており、各施設類型に含めていた用途廃止施設を抜き出しました。

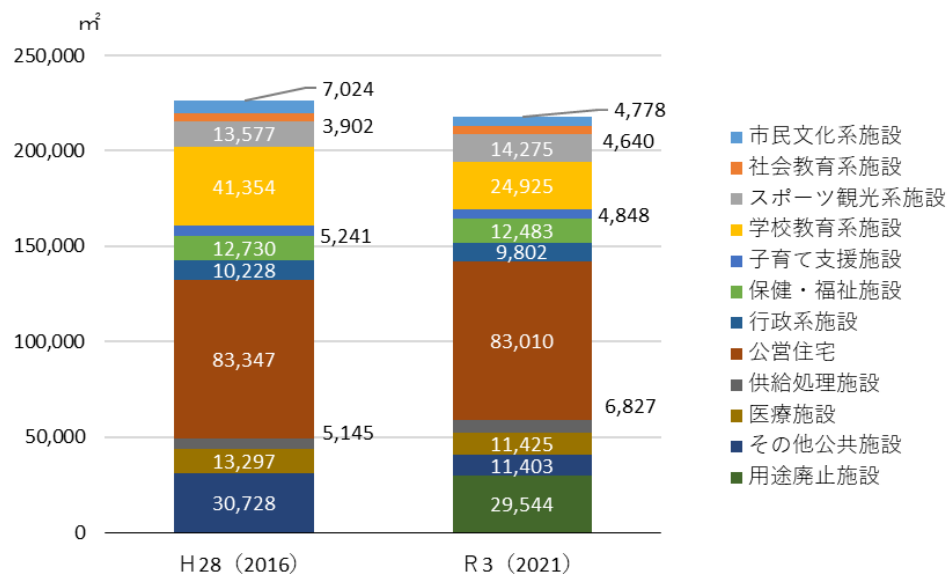


図 2.10 公共施設保有量の推移

2.5 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、市が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができます。（割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。）

本市の令和元年度の有形固定資産減価償却率は、64.4%となっており、類似団体平均より高い水準にあります。

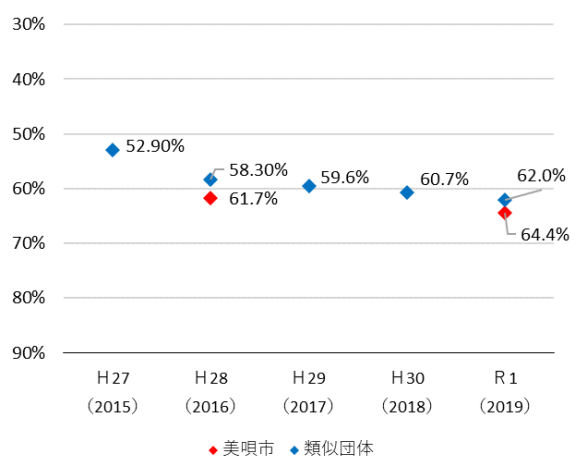


図 2.11 2.5 有形固定資産減価償却率の推移

2.6 将来費用の見込み

2.6.1 公共施設に係る将来費用（コスト推計）

図 2.10 は、現存するすべての公共施設を維持すると仮定した場合の今後 30 年間に
おける各年度の必要費用額の推計値を示しています。

当該試算額は、建築から 20 年経過時点で改修工事を行い、各施設の耐用年数が満
了した時点で、同規模の新施設に建て替えを行うことを前提とし、「公共施設更新費
用試算ソフト（財団法人地域総合整備財団）」を用いて算定されています。

また、計画策定時点で、施設の耐用年数が満了しているものの、改修・建替が行わ
れておらず先送りとなっているものは「(年数超過)」としてグラフに示しており、現
時点で先送りしている金額総額を当初 10 年間で均等に費用計上しています。

本市においては、耐用年数を超過している資産が多く、それらに対する改修・建替
がこれまで計画的には行われてこなかったことから、この（年数超過）部分の推計費
用が約 264 億円(当初 10 年で 26.4 億円/年ずつ計上されています)に上っています。

上記の想定をしているため、グラフ上は当初 10 年間の推計費用がそれ以後の期間
に比べ 2 倍以上の水準となっています。

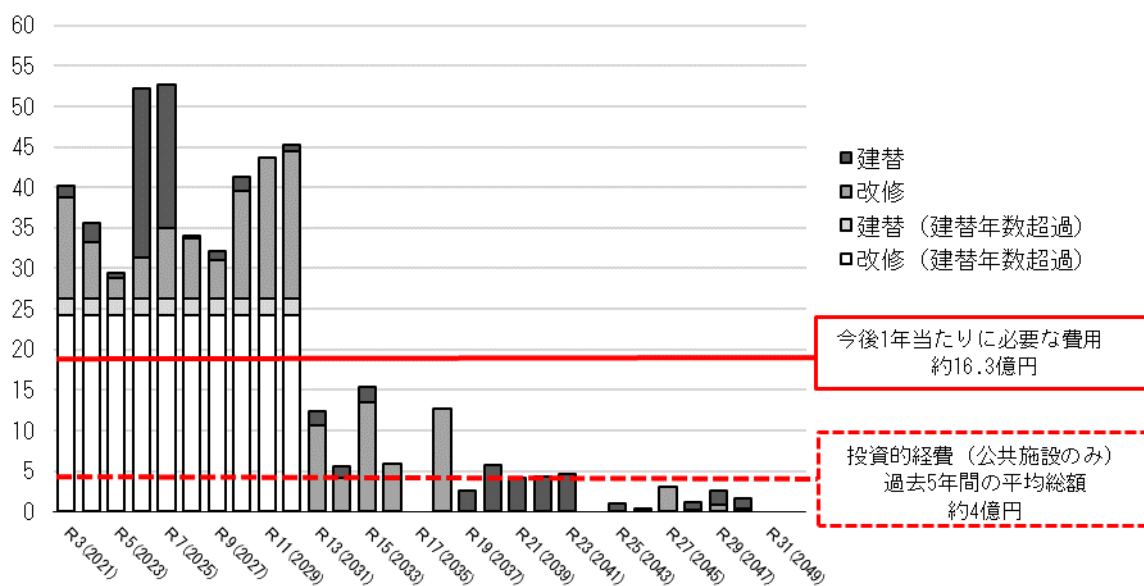


図 2.10 建替・改修時期を迎える公共施設に要する推計費用

2.6.2 インフラ施設に係る将来費用（コスト推計）

インフラ施設の更新や維持に要する費用は、令和3（2021）年度から令和32（2050）年度の30年間で約792億円となります。総額を30年で割り戻すと、1年あたりに要する費用は約26.4億円となり、これは過去5年間でインフラ施設に支出してきた投資的経費の年平均約7億円に対して約4倍の費用となります。

上記に関し、本試算は令和3（2021）年度からの30年間に必要な費用を各年度に配分して更新費用を試算しているため、年度ごとのばらつきはありません。また、既に整備済みのインフラ施設を考慮した場合、この試算値から低減されます。

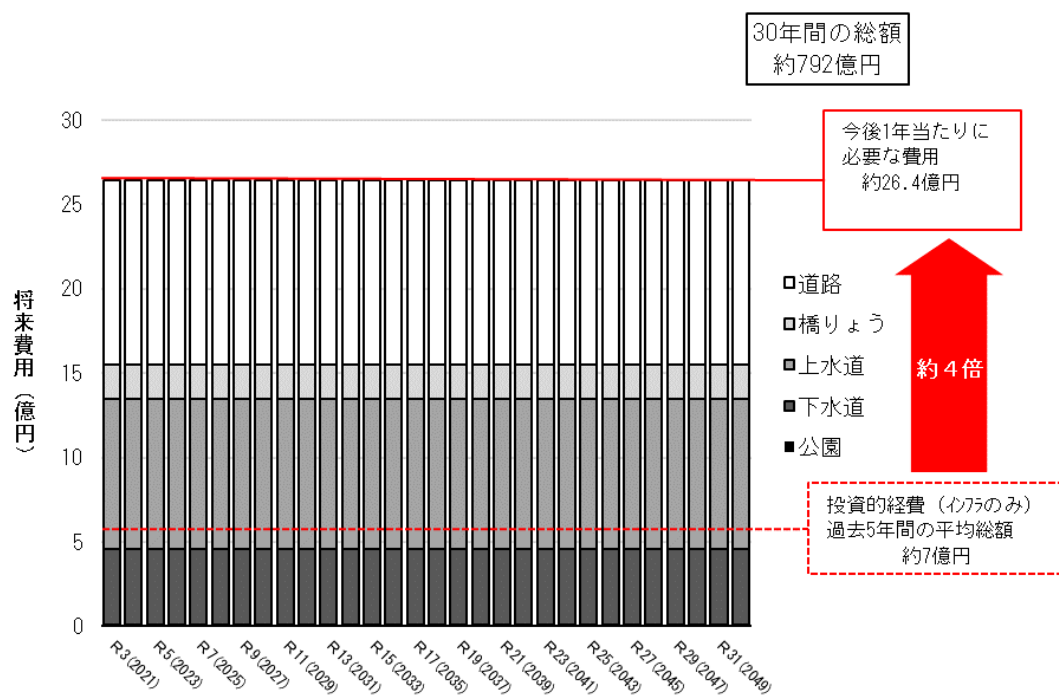


図 2.11 インフラ施設の将来費用推計

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.6.3 将来費用の総計

現在保有する全ての公共施設とインフラ施設を現状のまま維持すると仮定した場合に要する費用の総計は、令和3（2021）年度から令和32（2050）年度の30年間で約1,282億円となります。総額を30年で割り戻すと、1年あたりに要する費用は約42.7億円となり、これは過去5年間で支出してきた投資的経費の年平均約11億円に対して約4倍の費用となります。

30年間に要する費用は公共施設で約490億円、インフラ施設で約792億円となり、インフラ施設に要する費用の割合が、公共施設に要する費用の約1.6倍となります。

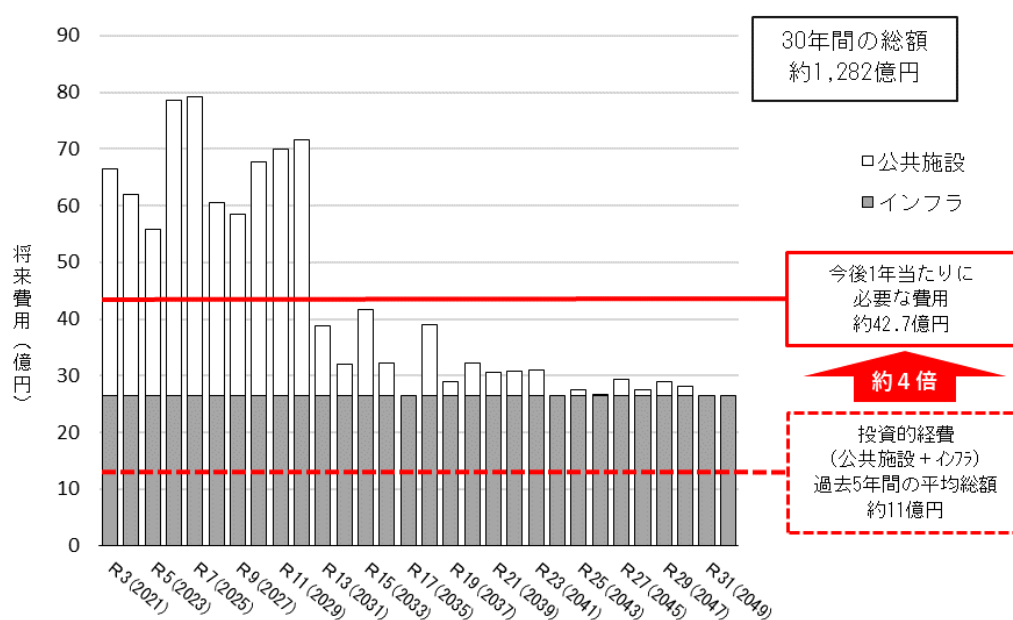


図 2.12 公共施設及びインフラ施設の将来費用推計

2.7 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

2.7.1 現在要している維持管理経費

令和 2（2020）年度における公共施設の維持管理経費は 10 億 1,870 万円となっています。

表 2.12 施設類型別の維持管理経費（令和 2 年度）

（単位：千円）	
施設類型	維持管理費
01. 市民文化系施設	42,801
02. 社会教育系施設	90,066
03. スポーツ・レクリエーション系施設	143,517
04. 学校教育系施設	83,634
05. 子育て支援施設	94,850
06. 保健・福祉施設	123,666
07. 行政系施設	56,773
08. 公営住宅	77,161
09. 供給処理施設	165,705
10. 医療施設	90,650
11. その他公共施設	37,053
12. 用途廃止施設	12,823
合 計	1,018,699

2.7.2 今後 30 年間ににおける耐用年数経過時に単純更新及び長寿命化対策した場合の見込み

今後、30 年間に於いて施設の長寿命化対策等の取組みを行うことにより、耐用年数経過時に単純更新した場合に比べて、約 342 億円の効果が得られます。

表 2.14 単純更新及び長寿命化対策した場合の見込み

（百万円）						
	維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)
普通会計	25,665	100	10,700	36,465	68,773	-32,308
公営事業会計	1,856	0	3,390	5,246	7,091	-1,845
合計	27,520	100	14,090	41,710	75,864	-34,153

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.7.3 対策の効果額

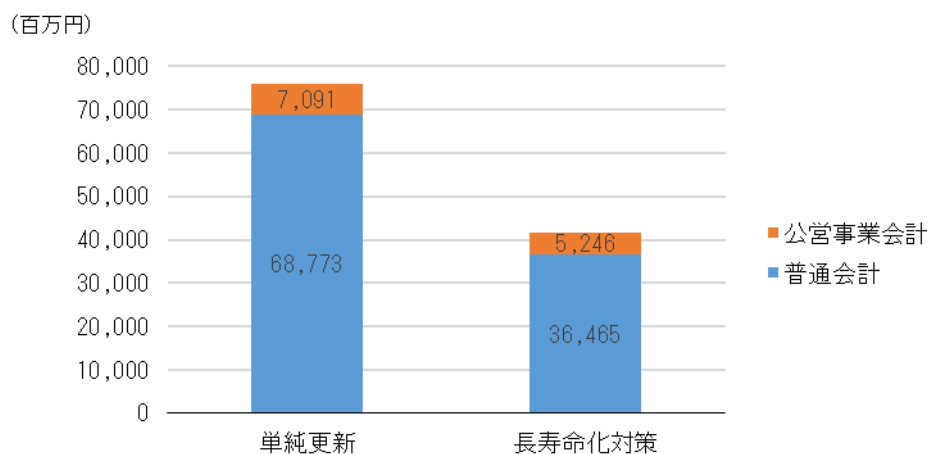


図 2.13 長寿命化対策を行った場合の効果額

2.8 現状・課題に関する基本認識

美唄市人口ビジョンにおける人口推計では、令和 32（2050）年度には人口が 63%減少し、高齢者人口も 60%を超えることが予想されています。

これを踏まえると、施設の必要総量が大きく減少すること、人口減少、年齢構成の変化やライフスタイルの変化により、必要な施設の構成も今とは異なるものとなることが予想されることから、新たな市民ニーズや地域ニーズへの対応のため、既存施設の用途や利用形態等の見直しの検討が必要です。

また、生産年齢人口の減少により、税収の減少、歳出の内訳も扶助費の割合が増加することが予想されるなど、財政面の影響も懸念されます。

このことから、現状保有の公共施設の全てを維持していくことは困難であり、将来的に公共施設等に充足可能な財源が増える見通しは極めて低いため、施設総量の適正化による支出の抑制や、施設の長寿命化による投資的経費の平準化等の取組を進めていくことが必要不可欠です。

第3章 基本方針

3.1 課題認識と計画の方向性

これまでの公共施設等を取り巻く人口動向や財政の状況、公共施設等の現状を踏まえると本市の公共施設等は供給面（保有状況や利用・運営状況など）、財政面（コスト状況など）、品質面（建物性能など）から多くの課題を抱える状況にあります。

これらの課題を解決していくためには、ファシリティマネジメント⁸の観点から公共施設の利用状況や将来需要、建物の性能や劣化状況等を総合的に把握したうえで、施設総量の適正化による支出の抑制や、保有継続する施設の長寿命化と品質の適正化を計画的に進めることが不可欠です。

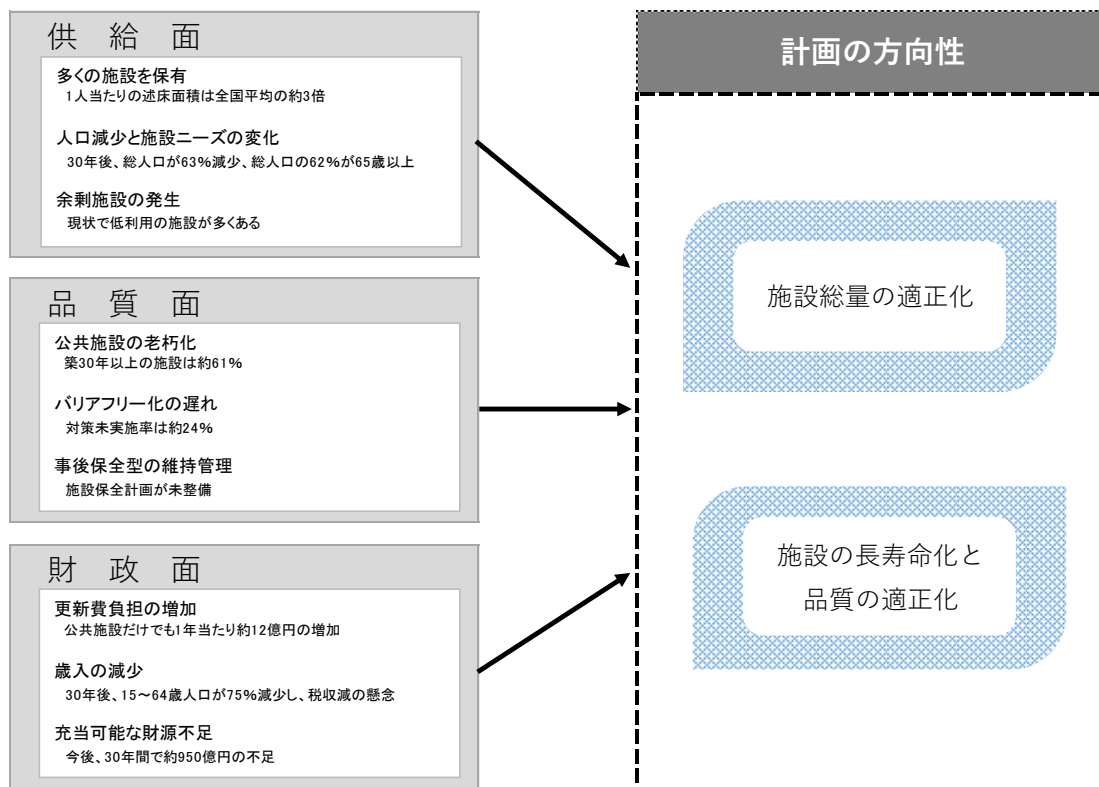


図 3.1 公共施設等に関わる課題と解決の方向性

⁸ 企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動を指します。

3.2 基本理念と3大方針（基本的考え方）

本市を取り巻く状況や公共施設等が抱える課題を踏まえ、次に示す基本理念を掲げて公共施設等のマネジメントに取り組めます。

また、基本理念の実現に向け、公共施設等総合管理計画に次の3つを基本方針として定め、取組を進めていきます。

＜基本理念＞

◇美唄市が保有する公共施設等が抱える課題を解決するためにファシリティマネジメントを取り入れ、施設総量の適正化や公共施設の長寿命化、品質の適正化を進めることで、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれるまちづくりを進めます。

＜基本方針＞

1 供給

人口規模に見合ったコンパクトなまちづくり
（施設総量の適正化）

- ・ 保有施設の総延床面積を原則増やさない
- ・ 建替時は施設の統合や複合化を進める
- ・ 建替時は施設規模の適正化を検討する

2 品質

安全・安心な公共施設等の整備
（長寿命化・品質適正化）

- ・ 長期保有をする施設の目標耐用年数の設定と計画的修繕による長寿命化
- ・ 建替時に、バリアフリーや防災性能などの社会的要求性能を確保する

3 財政

公共施設等に関わるコストの縮減
（財政負担の軽減）

- ・ 住民利用施設やスポーツ・観光系施設の利用者数増加や受益者負担適正化
- ・ PPP/PFIの積極的な活用を進めることで、財源確保と投資平準化を図る

図 3.2 基本理念と3大方針

3.3 計画の目標

基本理念と基本方針に基づき、本計画の目標を次のように定めます。

<計画目標>

供給目標

- ・ インフラは現状保有量を維持
- ・ 公共施設は人口減少に伴う需要減や施設ニーズを考慮し、30年間で総延床面積を30%削減※

※施設類型ごとの削減目標はP42-43に記載

品質目標

- ・ 耐震化率100%（耐震改修促進計画）
- ・ バリアフリー化100%（バリアフリー新法）
- ・ 脱炭素社会に向けた施設整備の推進
- ・ 事後保全型から予防保全型への転換

財政目標

- ・ 施設使用料や手数料等を見直し
- ・ 施設管理運営の効率化
- ・ 予防保全への転換による改修コストの縮減
- ・ 民間資金・ノウハウの活用に向けたPFI導入の検討
- ・ 指定管理者制度のさらなる導入

図 3.3 計画目標

3.4 取組体制やPDCAサイクルの推進に係る方針

3.4.1 横断的な庁内体制

本計画の推進に当たっては、所管課を横断した全庁的な取組が必要不可欠であることから、「ストックマネジメント推進検討職員会議」をつくり、計画の推進役とします。ストックマネジメント推進検討職員会議は、副市長をリーダーとし、各部長職で構成します。

また、ファシリティマネジメントを戦略的に進めていくためには専門ノウハウを持つ人材の確保・育成が必要となります。戦略的なファシリティマネジメントの実現へ向け、内部人材の育成に加え、必要に応じて専門的なノウハウの獲得や中立的な意見収集を目的として外部リソースを有効活用し、効果的かつ効率的な推進を目指します。

3.4.2 体制の充実

管理に関する基本方針を計画的に実践するためには、施設類型ごとに施設を管理する所管課の職員が、統一した目線で施設の点検・維持等を実施することが必要です。

本市では、技術系職員が不足している現状を踏まえ、国や道、民間団体等が主催する維持保全やファシリティマネジメント等に関する技術研修等に積極的に参加し、職員の技術向上に努めます。また、職員向けの点検マニュアル作成や点検フォーマットの統一、他の担当課が保有する施設のクロスチェックなどの仕組みを取り入れることにより、職員等の点検・診断精度の統一等に努めます。

また、施設の設定備保守や維持管理基準についても統一的な仕様・基準により実施もしくは業務委託することが望ましいことから、基準類の統一についても今後検討していきます。

第3章 基本方針

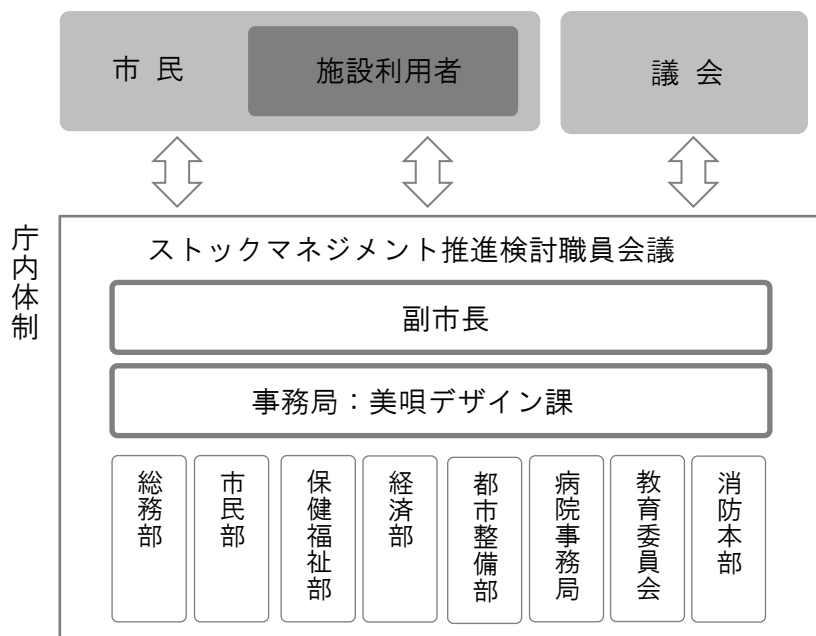


図 3.4 市内横断的な取組体制

3.4.3 PDCA サイクルの推進

本計画は、公共施設マネジメントに PDCA サイクルを取り入れ、常時、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCA を繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等をストックマネジメント推進検討職員会議に報告します。委員会では本計画の進行状況をまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。

3.5 フォローアップの実施方針

本計画は30年間の長期にわたる計画であることから、人口、財政、公共施設等の状況に応じた見直しを行います。本計画は総合計画等の上位計画との整合を前提としているため、これらの計画の改定時期と内容を踏まえ、5年ごとの見直しを行うことを基本とします。

また、社会情勢の変動や制度変更など本市を取り巻く状況に大幅な変更が生じた場合にも見直しを行います。

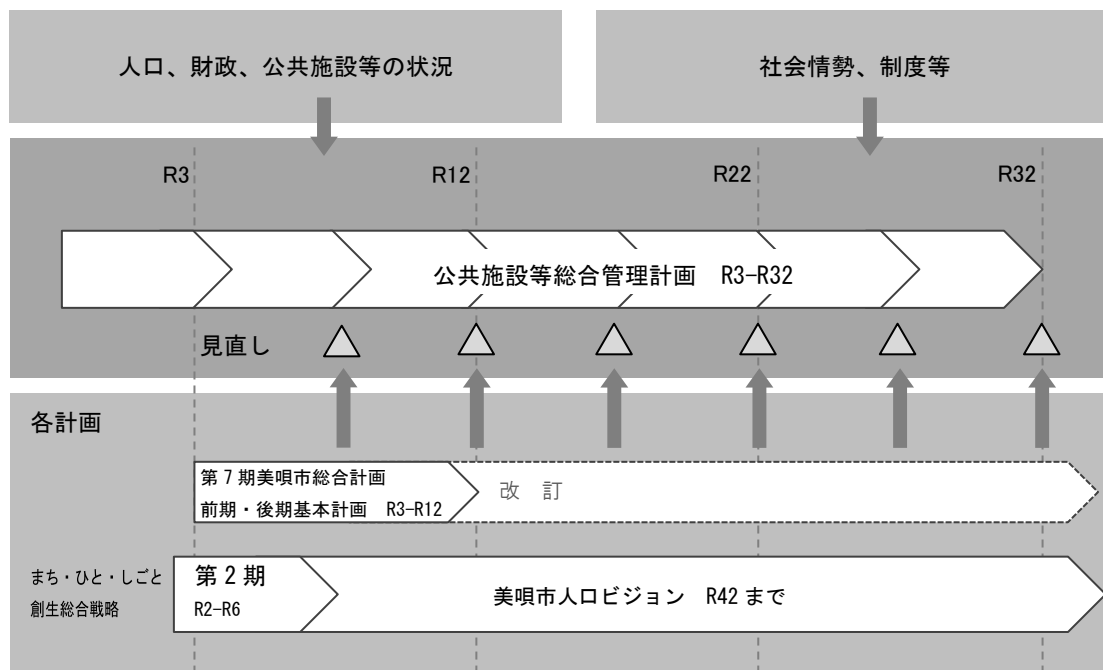
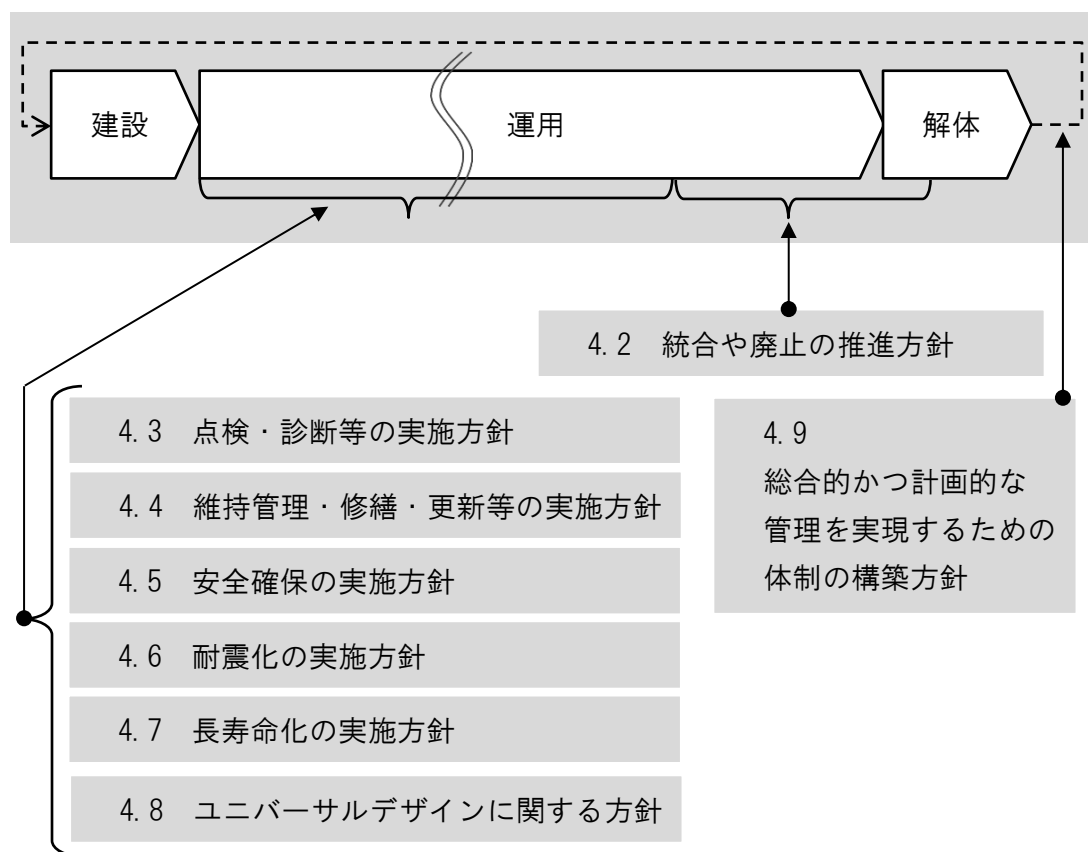


図 3.5 計画のフォローアップの実施イメージ

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4.1 全体像

本章各節の方針を建物のライフサイクルで捉え、以下のように整理します。



4.2 統合や廃止の推進方針

公共施設の統廃合の推進については、コンパクトなまちづくりの視点や総量の縮減等の観点から現在利用していない施設や稼働率の低い施設の投資抑制、有効利活用等を図ることにより、継続的に保有する公共施設に注力して建替や改修を進める必要があります。

また、今後の公共施設は、全てを行政が供給するのではなく民間施設の利用や周辺自治体との広域連携を含めて、保有施設の複合化、多機能化、および広域化を積極的に推進します。

具体的には、下図に示すように、施設の利用状況や残耐用年数などを「利用ニーズ」と「建物性能」の2軸で総合的に評価します。例えば、利用ニーズと建物性能が共に高いものは継続して保有することを検討します。一方で利用ニーズ、建物性能ともに低いものは廃止を検討します。また、利用ニーズが低く、建物性能が高い施設は転用し、用途変更や民間への譲渡を検討する等、施設の統廃合を推進する判断材料としていきます。

各施設の所管部課は、本判定結果を参考とし、当該施設の更新時期等を見据えた上で、市民、利用団体や主な施設利用者等と協議を行い、必要な調査等の結果を踏まえて施設の統廃合を進めていきます。

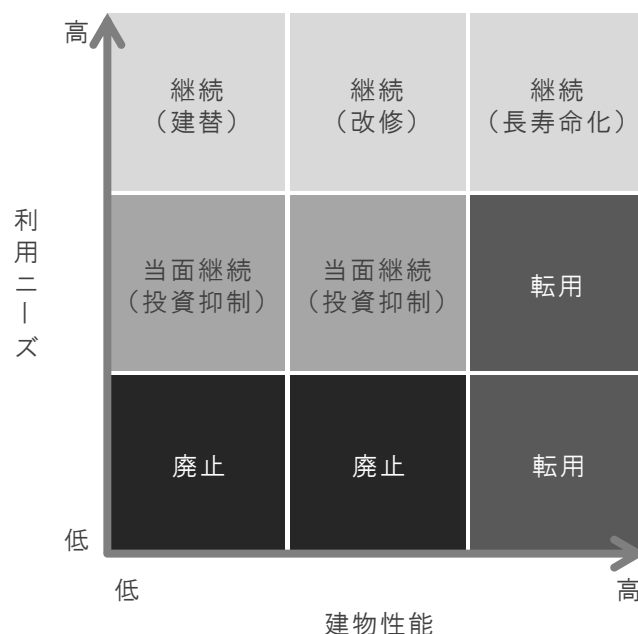


図 4.1 施設評価のイメージ

4.3 点検・診断等の実施方針

公共施設等を健全に維持するためには、定期的な点検・診断等を実施した結果に基づ

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

き必要な修繕や改修などを計画的に実施する必要があります。

ここでは、今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針を次表のとおりに定めます。
なお、点検・診断等の結果については、履歴情報を蓄積し、定期的に資産カルテに情報を反映することにより、公共施設等総合管理計画のフォローアップに活用します。

表 4.1 点検・診断等の実施方針

種別	区分	方針
公共施設	継続	年1回所管課職員による建物点検を実施し、劣化状況や危険箇所等の把握を行う 点検の結果、危険が認められた場合には、必要な応急処置を講じるほか、必要に応じて技術職員や専門技術者による詳細点検を実施し、劣化進行に応じた改修時期の見直し等を図り、中長期整備計画 ⁹ に反映する
	当面継続 (投資抑制)	
	廃止	原則は実施しない
インフラ	道路	市職員による道路パトロールを実施する その他異常気象の場合には、別途異常時点検を実施する
	橋りょう	橋りょうについては定期点検調査を5年に1度の周期で実施し、損傷状況（健全度）を把握して、個別計画を作成して中長期整備計画に反映する。
	上下水道	上下水道施設の機能を安定して確保するため、日常点検及び施設に応じた定期点検を実施する
	公園	遊具に関しては、年に1度の定期点検を実施する また、損傷状況（健全度）を把握し、個別計画を作成して中長期整備計画に反映する

⁹ 建物の機能性、快適性を維持するための計画で、将来必要となる整備内容、実施時期、概算費用を示したものをいいます。

4.4 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等のライフサイクルコストの縮減や年間コストの平準化を図るためには、施設の統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を定めることが重要となります。

ここでは統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を次表のとおりに定めます。

なお、更新等により保有を継続していく公共施設等については維持管理や修繕・更新等の履歴情報を蓄積し、定期的に資産カルテに情報を反映することにより、公共施設等総合管理計画のフォローアップに活用します。

表 4.2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

種別	区分	維持管理	修繕	更新
公共施設	継続	今後 30 年間の中長期整備計画を作成し予防保全型維持管理を実施する	中長期整備計画に基づき計画的に修繕を実施し、修繕履歴を資産カルテに保管する	中長期整備計画に基づき計画的に更新し、更新履歴を資産カルテに保管する
	当面継続 （投資抑制）	事後保全型維持管理を実施する	安全性の確保に最低限必要な修繕を実施し、原則更新は実施しない	
	廃止	原則は実施しない		
インフラ	道路	路面の清掃等を随時実施する また、日常点検、定期点検で確認された変状で対策が必要と判断される場合には、損傷が小規模なうちに計画的に修繕を実施することにより維持更新費用の縮減に努める		
	橋りょう			
	上下水道	点検・診断結果に基づき、適切な維持管理・修繕等を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る		
	公園	清掃や草刈等を随時実施する また、日常点検、定期点検で遊具等の変状が確認した場合には、損傷が小規模なうちに計画的に修繕を実施することにより維持更新費用の縮減に努める		

4.5 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、4.3や4.4の方針に基づき応急処置を実施し、根本的な改善が必要な場合には、大規模改修等による対応を図ります。

また、老朽化等により使用停止されかつ今後も利用見込みのない公共施設等については、すべての施設を一斉に撤去・解体することは財政面からも困難であるため、下図に示す優先順位（優先度A～F）に応じて、施設の倒壊や破損により人命や近隣等に影響を与える可能性の高い施設から優先的に除却していきます。

除却までの期間、数年間にわたり危険性が継続する場合は、暫定的な安全対策（侵入防止柵や安全ネットなど）を施し、人身事故や物損事故等を未然に防ぐための取組を進めます。

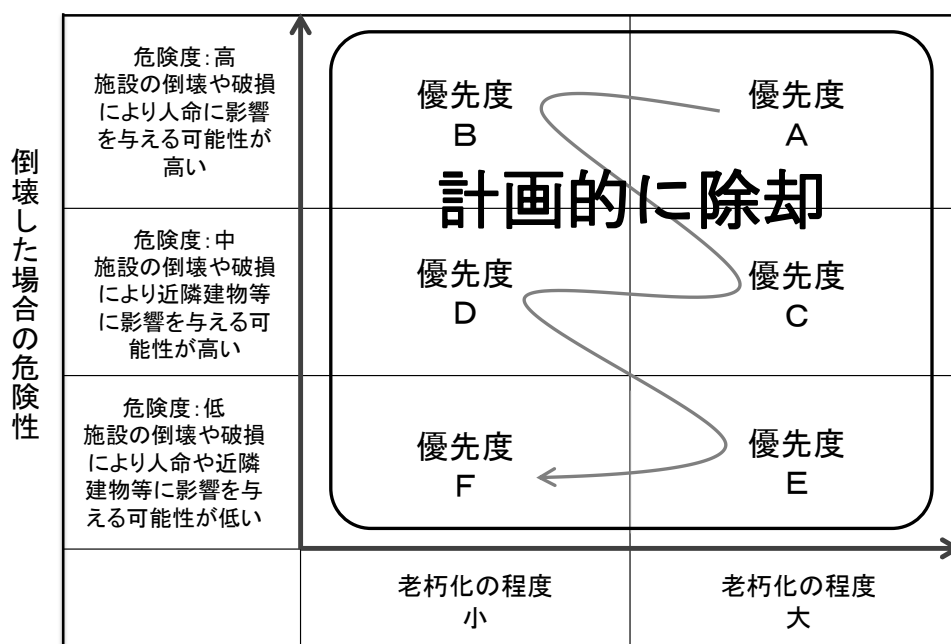


図 4.2 除却優先度の考え方

4.6 耐震化の実施方針

本市の公共施設は、新耐震基準¹⁰で建設された公共施設、耐震化等の対策済み施設が合せて 148,642 m² (68%) あります。一方、旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）で建設された公共施設かつ耐震対策を実施していない施設が 68,996 m² (32%) あり、特に地震時に災害対策本部となる市庁舎、避難拠点となる集会所などの施設については、災害に対する基盤となる施設であることから、耐震化もしくは建替等の実施を全庁的な判断を踏まえて検討していきます。



図 4.3 耐震化の実施例（中央小学校）

¹⁰ 昭和 56 年（1981 年）の建築基準法施行令改正で定められた耐震基準です。この改正を境として旧耐震基準と新耐震基準に大別され、新耐震基準は人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とした基準です。

4.7 長寿命化の実施方針

本市では、これまで公共施設に不具合が発生した後に更新や修繕を実施する事後保全型の維持管理を実施してきました。しかし、事後保全型の維持管理では不具合が発生してからへの対応となるため、利用者の安全確保や行政サービス品質に問題が生じる恐れがあると共に、突発的な工事の発生と増加による財政の圧迫などの影響が懸念されます。

また、定期的なメンテナンスを実施していないことにより、一般的な耐用年数より短い築年数で建替が必要になるリスクがあります。

公共施設等の長寿命化は、ライフサイクルコストの縮減や年間コストの平準化の観点から推進する必要があるため、本市では、「建築物の耐久計画の考え方」（一般社団法人日本建築学会）による目標耐用年数の考え方や他自治体の事例を参考とし、今後の公共施設の目標耐用年数を次表のとおりに定め、目標達成に向けて取り組んでいきます。

表 4.3 目標耐用年数

用途 \ 構造	S 造・RC 造 SRC 造・CB 造 ¹¹	木造	軽量鉄骨造
学校・庁舎	60 年	60 年	40 年
学校・庁舎以外		40 年	

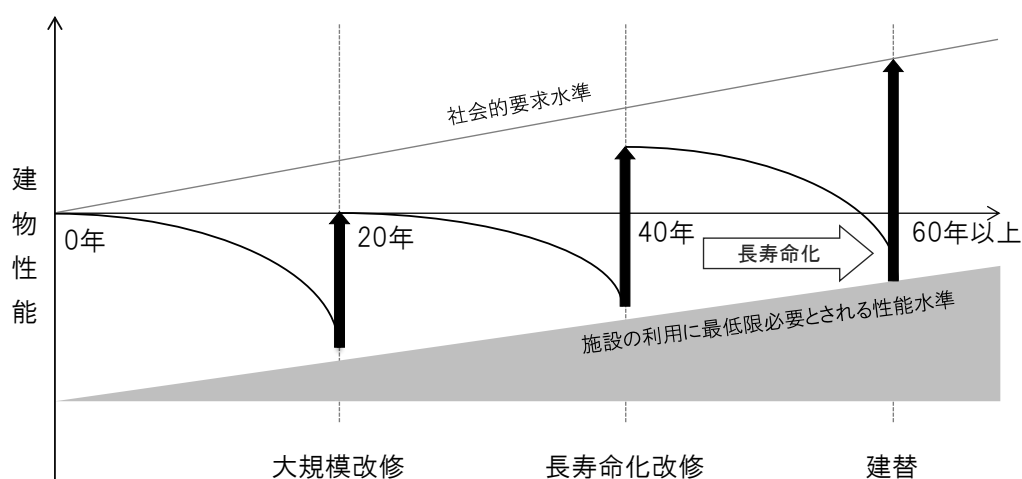


図 4.4 長寿命化の実施イメージ（RC 造庁舎の場合）

¹¹ S 造は鉄骨造、RC 造は鉄筋コンクリート造、SRC 造は鉄骨鉄筋コンクリート造、CB 造は補強コンクリートブロック造を指す。

4.8 ユニバーサルデザインに関する方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられています。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

4.9 地域環境配慮型公共施設の推進

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

このため、公共施設においても太陽光発電の導入、建築物におけるゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組みを推進していきます。

4.10 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

これまでに示した管理に関する基本方針を計画的に実践するためには、施設類型ごとに施設を管理する所管課の職員が、統一した目線で施設の点検・維持等を実施することが必要です。

本市では、技術系職員が不足している現状を踏まえ、国や道、民間団体等が主催する維持保全やファシリティマネジメント等に関する技術研修等に積極的に参加し、職員の技術向上に努めます。また、職員向けの点検マニュアル作成や点検フォーマットの統一、他の担当課が保有する施設のクロスチェックなどの仕組みを取り入れることにより、職員等の点検・診断精度の統一等に努めます。

また、施設の設定備保守や維持管理基準についても統一的な仕様・基準により実施もしくは業務委託することが望ましいことから、基準類の統一についても今後検討していきます。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章の総括表

No	施設類型	今後の基本的な方針	削減目標※
1	市民文化系施設 ・ 公民館 ・ 市民会館等	市民文化系施設は、市民利用を目的とした施設である一方で、施設の稼働率が低い施設が多数あります。 また、建物築年数が30年以上経過しており、施設の老朽化が進行しているとともに、未耐震の施設があることから、施設の機能の見直しや複合化等を進めます。	30%
2	社会教育系施設 ・ 図書館 ・ 美術館 ・ 郷土史料館等	社会教育系施設は、市有施設として重要な建物が多いため、建物築年数が30年以上となる施設は、市内外の利用者が安全に利用できるように計画的な改修の検討を進めます。 また、施設に応じて、バリアフリー対策の検討を進めます。	10%
3	スポーツ・観光系施設 ・ 体育館 ・ 競技場 ・ プール ・ 温泉施設等	スポーツ・観光系施設は、利用者のニーズがあり、施設の稼働率が高い施設が多くあります。 建物築年数は30年未満の建物が多いため、今後は長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、今後の施設整備にあたっては、近隣市町との施設の共有化等、広域利用も念頭に検討を進めます。	20%
4	学校教育系施設 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 給食センター	学校教育系施設は、学校教育上必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は、児童生徒の減少に伴い、小中一貫校や義務教育学校を含め集約化を検討します。	20%
5	子育て支援施設 ・ 保育所 ・ こども園 ・ 子育て支援センター ・ 放課後児童施設	子育て支援施設は、子育て世代にとって必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は長寿命化を目的とした改修や園児数に応じた機能の統合について検討を進めます。	10%
6	保健・福祉施設 ・ 老人福祉施設 ・ 保健センター ・ 総合福祉センター ・ 地域福祉会館等	保健・福祉施設は、市民の福祉向上や生活支援に必要な施設であるため、計画的な改修の検討を進めます。 老人福祉施設は耐震対策が未実施であり、建物築年数が約40年であるため、建替え等について検討を進めます。	20%

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

No	施設類型	今後の基本的な方針	削減目標※
7	行政系施設 ・市庁舎 ・消防署 ・消防団詰所等	行政系施設は、市民の生活基盤となる施設である一方で、建物築年数が30年以上経過する施設が多いため、適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、防災上重要な施設の耐震対策は継続的に実施の検討を進めます。	30%
8	公営住宅 ・市営住宅	公営住宅は、その多くが市中心部にあることから、建物築年数や入居率に応じて、集約の検討を進めます。 また、市として供給する公営住宅の総量削減について検討を進めます。	30%
9	供給処理施設 ・し尿処理場 ・ごみ処理場等	供給処理施設は、市民の生活基盤を支える施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 なお、し尿処理場については、用途を廃止したことから計画的に解体の検討を進めます。	40%
10	医療施設 ・病院 ・病院職員住宅等	医療施設は、市民の健康保持に必要な医療を提供する施設であるため、今後は適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修を行います。 また、病院職員公宅は建物築年数が30年以上の施設が多いため、入居状況に応じて廃止します。	20%
11	その他公共施設 ・ピパオいの里プラザ ・南美唄共同浴場 ・駐輪場施設 ・火葬場等	その他公共施設は、共同浴場や火葬場など市民の生活基盤となる施設や教職員住宅があります。 今後も使用する施設は計画的な改修を行い、利用が見込まれない施設は、計画的に解体や売却の検討を進めます。	60%
12	用途廃止施設	用途廃止施設は、既に行政目的を終えた施設です。 今後については、売却又は有償貸与を優先的に進め、売却又は有償貸与が見込まれない施設は、計画的に解体を行います。	—

※削減目標は、現状の施設稼働率、利用率、将来の人口増減率、建物の状態等を総合的に評価し、設定しました。

5.1 市民文化系施設

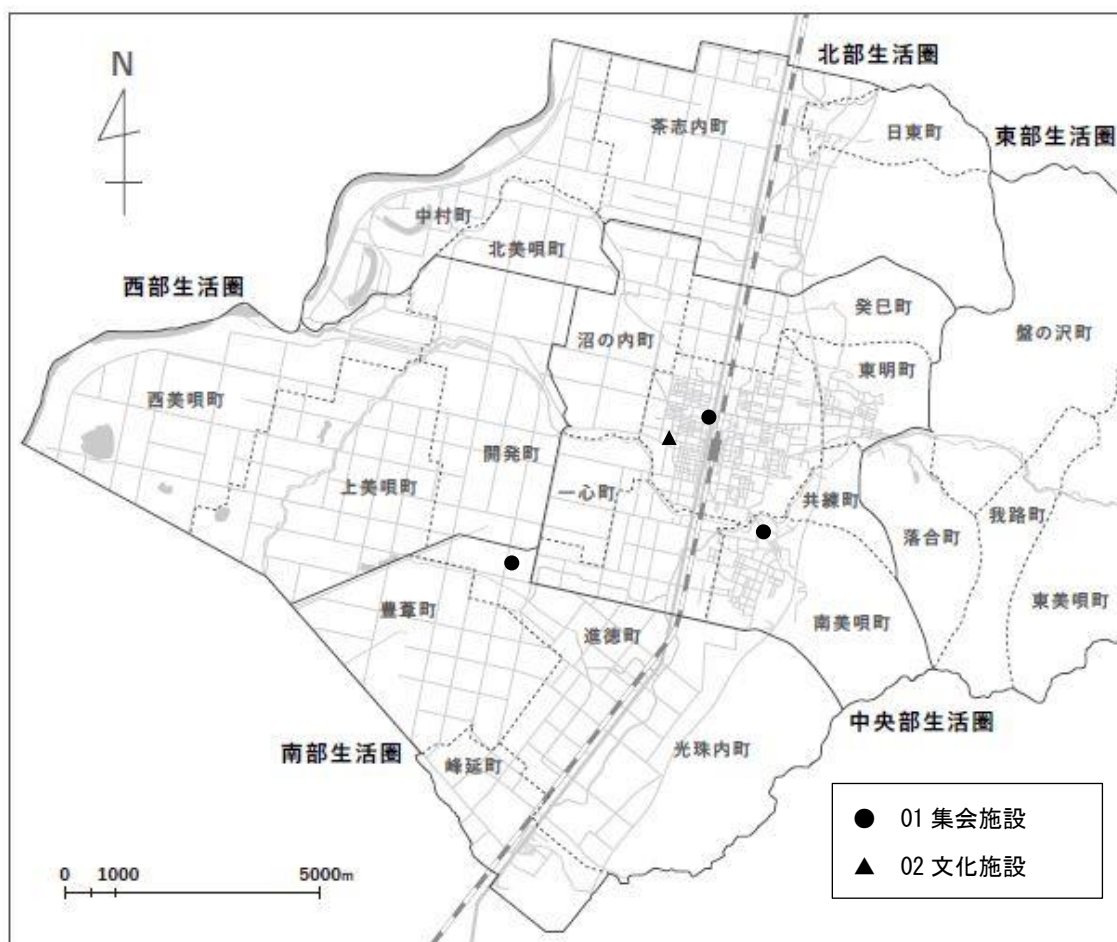
■主要データ

該当施設	集会施設	公民館桜井邸分館/公民館拓北分館/南美唄コミュニティセンター
	文化施設	市民会館
施設数（建物数）	4 施設（4 棟）	
総 延 床 面 積	4,778 m ²	

■現状・課題

① 保 有 状 況	市民文化系施設の保有状況は施設数が 4 施設（建物数 4 棟）、総延床面積が 4,778 m²です。これら施設の経過年数は平均 67 年です。
② 利用・運営状況	- 現用施設の令和2(2020)年度の年間利用者数は合計 20,180 人（平均 5,045 人）、年間利用件数は合計 2,957 件（平均 739 件）となっています。 - 施設の運営は、公民館（桜井邸分館・拓北分館）と市民会館が指定管理、その他は直営により運営されています。
③ コ ス ト 状 況	- 令和2(2020)年度の施設に関わる歳出計は約 4,280 万円で、そのほとんどが一般財源からの支出です。 - 今後 30 年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約 1.7 億円（住民 1 人当たり負担約 0.8 万円）です。
④ 建 物 状 況	- 耐震対策は公民館を除き全て完了していません。 - バリアフリー対策は、市民会館を除き、未実施の施設が多く、対策が必要です。 - 避難所指定されている施設は 2 施設あります。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	市民文化系施設は、市民利用を目的とした施設である一方で、施設の稼働率が低い施設があります。 また、建物築年数が30年以上経過しており、老朽化の進行が懸念されるため、必要に応じた施設への投資抑制とともに施設の複合化等を進めます。
--------------------------------	---

5.2 社会教育系施設

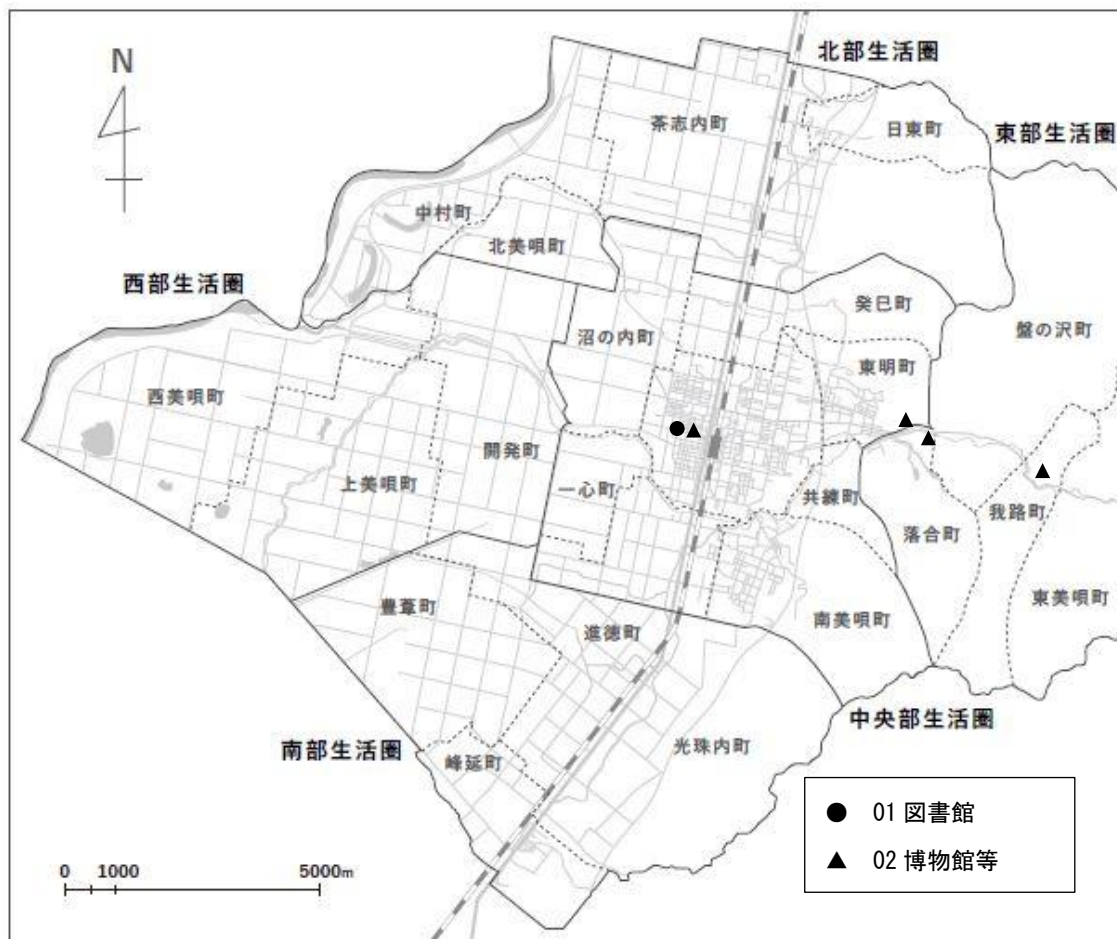
■主要データ

該当施設	図書館	市立図書館
	博物館等	安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄/郷土史料館/三菱美唄記念館/旧東明駅舎
施設数（建物数）	5 施設（8 棟）	
総 延 床 面 積	4,640 m ²	

■現状・課題

① 保 有 状 況	社会教育系施設の保有状況は施設数が 5 施設（建物数 8 棟）、総延床面積が 4,640 m²です。これら施設の経過年数は平均 55 年です。
② 利用・運営状況	- 全施設の令和 2（2020）年度の年間利用者数は合計 25,853 人（平均 3,693 人）となっています。 - 施設の運営は、市立図書館及び安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄が指定管理、三菱美唄記念館が委託、その他は直営により運営されています。
③ コ ス ト 状 況	- 令和 2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約 1 億 731 万円で、そのほとんどが一般財源からの支出ですが、郷土史料館は一部利用料収入で賄っています。 - 今後 30 年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約 25.3 億円（住民 1 人当たり負担約 12.4 万円）です。
④ 建 物 状 況	- 耐震対策はアルテピアッツァ美唄の体験工房・喫茶室を除き全て完了していません。 - バリアフリー対策は全般的に未実施の施設が多く、対策が必要です。 - 避難所指定されている施設はありません。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	社会教育系施設は、市有施設として重要な建物が多いため、建物築年数が30年以上となる施設は、市内外の利用者が安全に利用できるように計画的な改修の検討を進めます。 また、施設に応じて、バリアフリー対策の検討を進めます。
--------------------------------	---

5.3 スポーツ・観光系施設

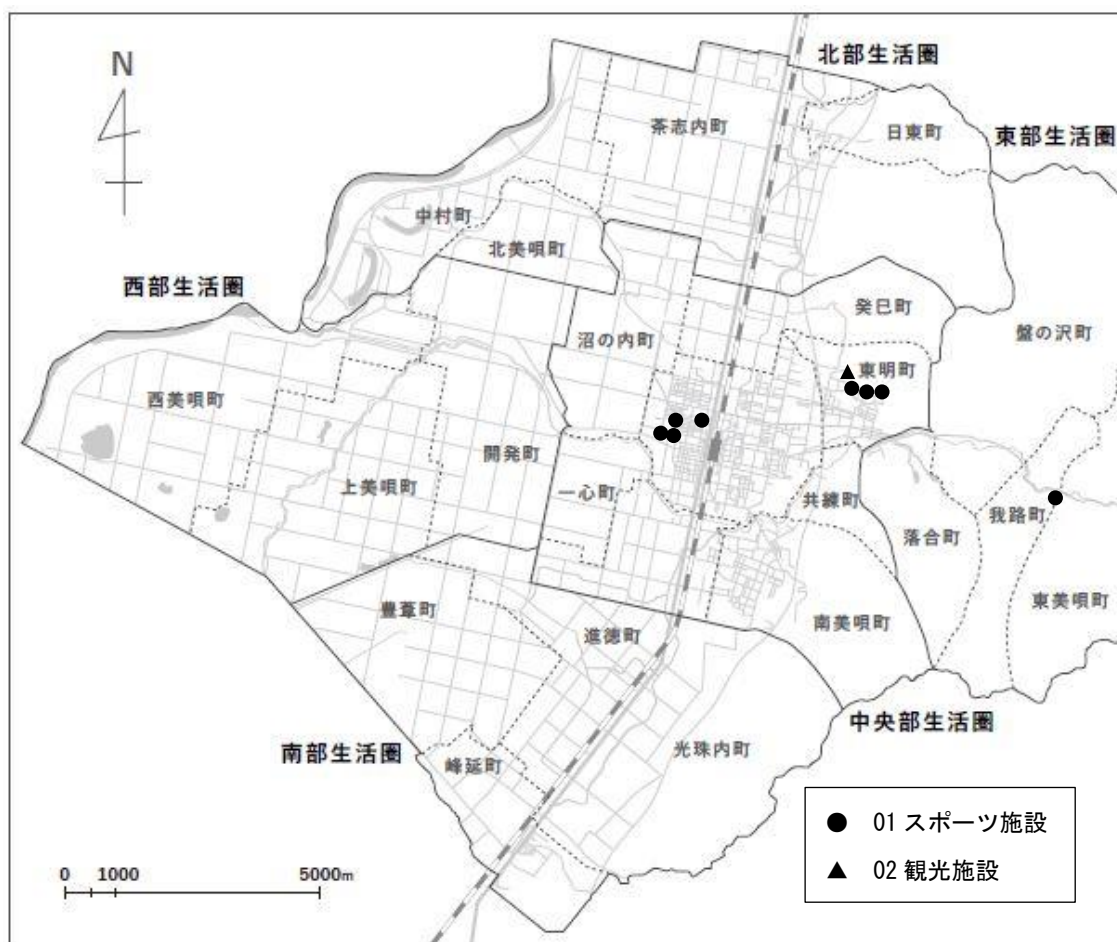
■主要データ

該当施設	スポーツ施設	温水プール「すい〜む」/サン・スポーツランド美唄/陸上競技場/弓道場/総合体育館/美唄国設スキー場/体育センター/野球場
	観光施設	ピパの湯 ゆ〜りん館
施設数（建物数）		9 施設（14 棟）
総延床面積		14,275 m ²

■現状・課題

① 保有状況	・スポーツ・観光系施設の保有状況は施設数が9施設（建物数14棟）、総延床面積が14,275 m²です。これら施設の経過年数は平均25年です。
② 利用・運営状況	・現用施設の令和2（2020）年度の年間利用者数は合計326,063人（平均36,229人）となっています。 ・施設の運営は、弓道場・体育センターが直営、その他が指定管理により運営されています。
③ コスト状況	・令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約1億5,373万円となっており、その大半が指定管理料となっています。 ・今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約9.8億円（住民1人当たり負担約4.8万円）です。
④ 建物状況	・耐震対策は、美唄国設スキー場の我路レストハウス・詰所を除いて完了しています。 ・バリアフリー対策は過半数の施設が未実施の状況であり、対策が必要です。 ・総合体育館が地区避難所に、陸上競技場が広域避難所に指定されています。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	スポーツ・観光系施設は、利用者のニーズがあり、施設の稼働率が高い施設が多くあります。 建物築年数は30年未満の建物が多いため、今後は長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、今後の施設整備にあたっては、近隣市町との施設の共有化等、広域利用も念頭に検討を進めます。
--------------------------------	--

5.4 学校教育系施設

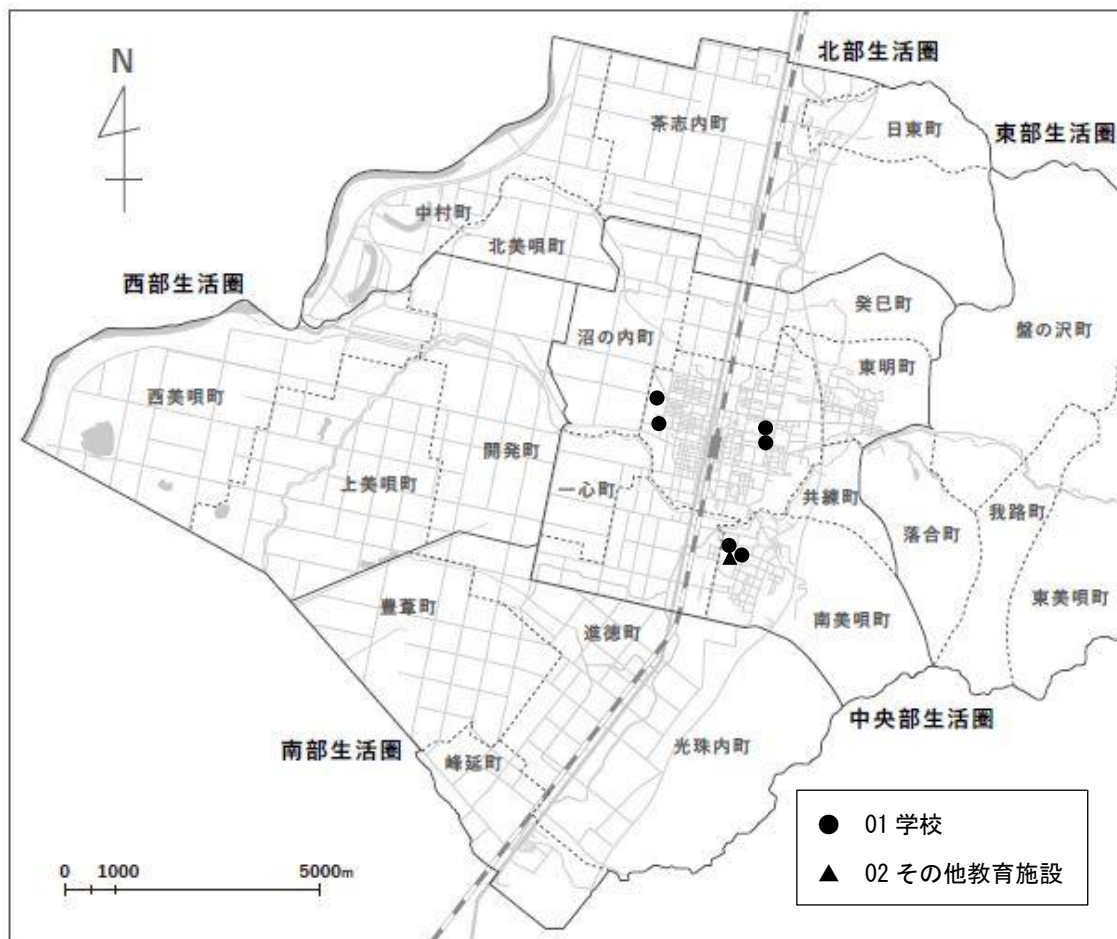
■主要データ

該当施設	学校	中央小学校/東小学校/東中学校/美唄中学校
	その他 教育施設	学校給食センター
施設数（建物数）		4 施設（11 棟）
総延床面積		24,925 m ²

■現状・課題

① 保有状況	学校教育系施設の保有状況は施設数が4施設（建物数11棟）、総延床面積が24,925 m²です。これら施設の経過年数は平均38年です。
② 利用・運営状況	- 令和3(2021)年度の小・中学校の児童・生徒数は合計1,010人、クラス数は合計52クラスとなっています。 - 施設の運営は、すべて直営により運営されています。
③ コスト状況	- 令和2(2020)年度の施設に関わる歳出計は約1億4,557万円です。 - 今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約8.2億円（住民1人当たり負担約4万円）です。
④ 建物状況	- 耐震対策は全て完了しています。 - バリアフリー対策は大半の施設が未実施の状況です。 - 学校給食センターを除いて、全て地区避難所・広域避難所に指定されています。そのうち防災電源を保持している施設はないため、長時間停電等の際には避難所としての運営が困難となります。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	学校教育系施設は、学校教育上必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は適正規模への建替えや統廃合の検討を進めます。 また、必要な耐震対策は完了しており、安全性が高い施設であるため、空き教室の利用促進又は他施設の複合化を視野に入れた検討も進めます。
--------------------------------	--

5.5 子育て支援施設

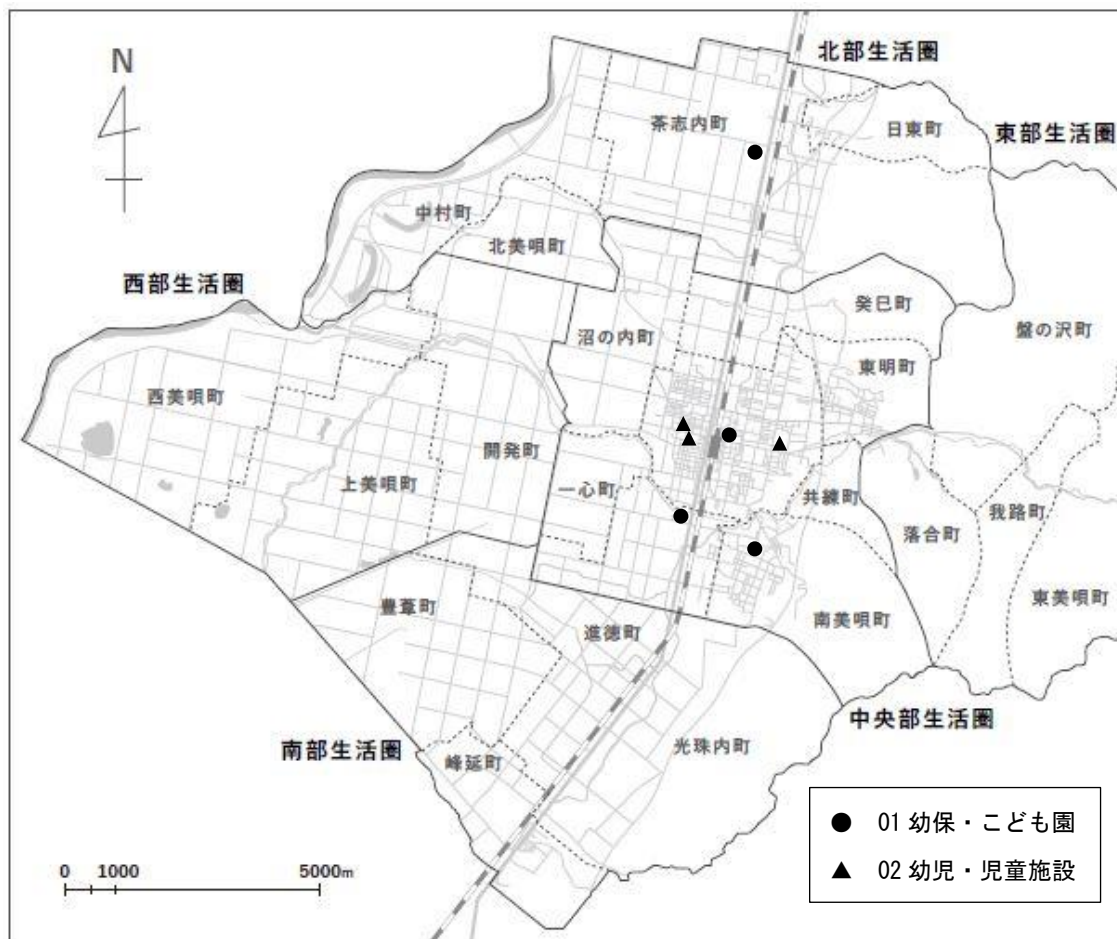
■主要データ

該当施設	幼保 こども園	進徳保育園/茶志内双葉保育園/認定こども園ひまわり/ビ パの子保育園
	幼児 児童施設	子育て支援センター「はみんぐ」/中央小学校区放課後児童 施設/東小学校区放課後児童施設
施設数（建物数）		7 施設（8 棟）
総 延 床 面 積		4,848 m ²

■現状・課題

① 保 有 状 況	・子育て支援施設の保有状況は施設数が 7 施設（建物数 8 棟）、総延床面積が 4,848 m²です。これら施設の経過年数は平均 34 年です。
② 利用・運営状況	・令和 2（2020）年度の幼稚園・保育園・保育所・認定こども園の入所者数は合計 226 人となっています。子育て支援センター「はみんぐ」の令和 2（2020）年度の年間利用者数は 5,524 人、放課後児童施設の年間利用者数は合計 20,303 人となっています。 ・施設の運営は進徳保育園・茶志内双葉保育園が指定管理、その他が直営により運営されています。
③ コ ス ト 状 況	・令和 2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約 3 億 949 万円で、そのうち 17%が指定管理費となっています。 ・今後 30 年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約 1.1 億円（住民 1 人当たり負担約 0.5 万円）です。
④ 建 物 状 況	・耐震対策は約 53%が新耐震の施設で、残り約 47%の建物について対策が必要な状況です。 ・バリアフリー対策は大半の施設で何らかの対策が必要な状況です。 ・進徳保育園が地区避難所として指定されています。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	子育て支援施設は、子育て世代にとって必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は、子どもたちの健やかな成長が育まれるよう、計画的な改修を行うほか、他施設の建替え時の複合化について検討を進めます。
--------------------------------	--

5.6 保健・福祉施設

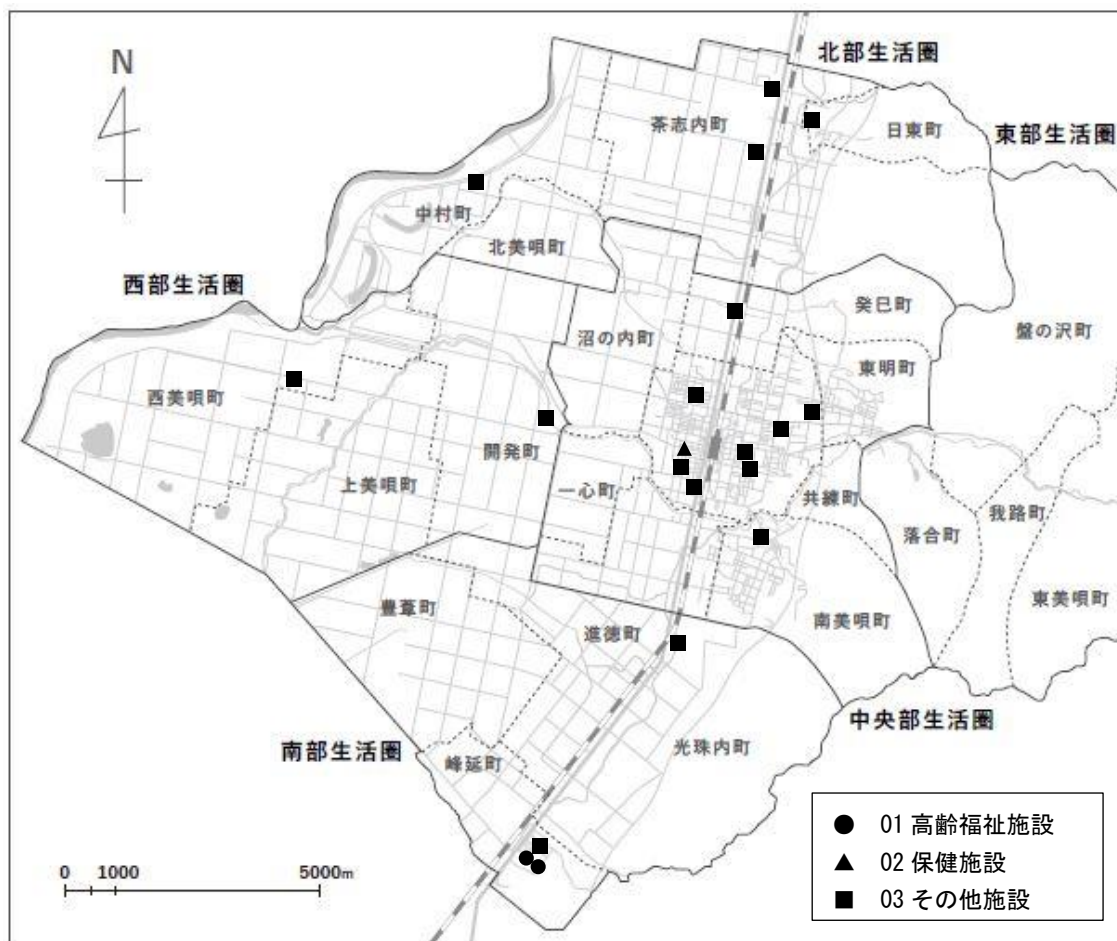
■主要データ

該当施設	高齢福祉施設	恵祥園/恵風園
	保健施設	保健センター
	その他施設	総合福祉センター/開発福祉会館/光珠内福祉会館/西美唄福祉会館/茶志内中央福祉会館/茶志内福祉会館/中村福祉会館/東4条福祉会館/東地区生活支援センター「すまいる」/東福祉会館/東明西福祉会館/南美唄福祉会館/南福祉会館/日東福祉会館/峰延福祉会館/北福祉会館/癸巳福祉会館
施設数（建物数）		20 施設（21 棟）
総延床面積		12,438 m ²

■現状・課題

① 保有状況	保健・福祉施設の保有状況は施設数が20施設（建物数21棟）、総延床面積が12,438 m²です。これら施設の経過年数は平均32年です。
② 利用・運営状況	- 高齢福祉施設の入所者数は合計96人（入所率61%）です。また、各福祉会館の年間利用者数は合計10,800人、稼働率は平均6.8%です。東地区生活支援センター「すまいる」の年間利用者数は9,288人です。 - 施設の運営は高齢福祉施設及び保健センターが直営、これら以外は指定管理により運営されています。
③ コスト状況	- 令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約2億6,950万円で、そのうち54%が高齢福祉施設の人件費です。 - 今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約7.7億円（住民1人当たり負担約3.8万円）です。
④ 建物状況	- 耐震対策は約30%の施設が未実施の状況です。 - バリアフリー対策は自動ドア・点字ブロック以外はほぼ対策ができている状況です。 16施設が地区避難所として指定されています。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	保健・福祉施設は、市民の福祉向上や生活支援に必要な施設であるため、計画的な改修の検討を進めます。 高齢福祉施設は耐震対策が未実施であり、建物築年数が約40年であるため、施設の在り方も含め検討を進めます。
--------------------------------	---

5.7 行政系施設

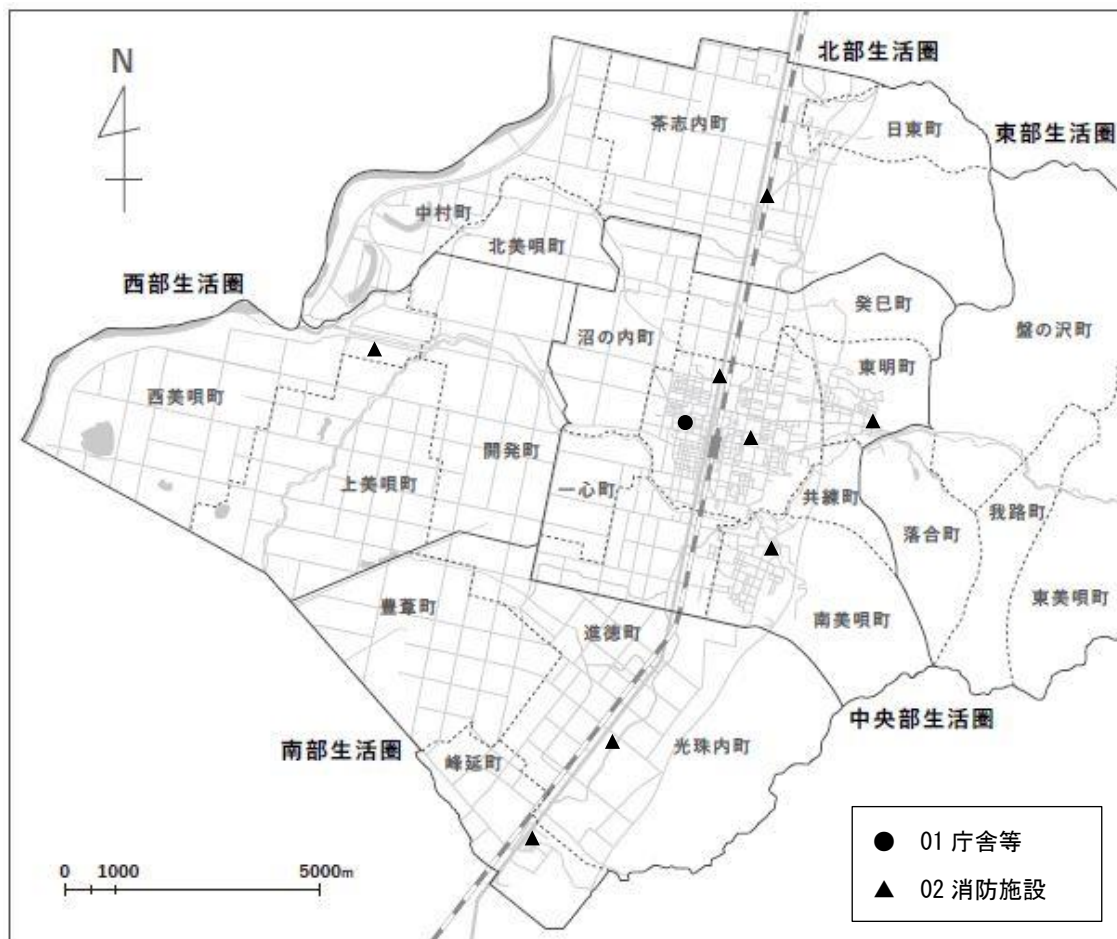
■主要データ

該当施設	庁舎等	美唄市役所
	消防施設	消防庁舎/沼南地区コミュニティ消防センター/西美唄分団詰所/東明分団詰所/南美唄地区コミュニティ消防センター/茶志内分団詰所/峰延地区コミュニティ消防センター/旭分団詰所
施設数（建物数）		9 施設（10 棟）
総延床面積		9,802 m ²

■現状・課題

① 保有状況	行政系施設の保有状況は施設数が9施設（建物数10棟）、総延床面積が9,802 m²です。これら施設の経過年数は平均33年です。
② 利用・運営状況	施設の運営はすべて直営により運営されています。
③ コスト状況	- 令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約5,677万円で、その大半が一般財源からの支出です。 - 今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約10.3億円（住民1人当たり負担約5.0万円）です。
④ 建物状況	- 美唄市役所をはじめ、約半数の施設の耐震対策が必要な状況です。 - バリアフリー対策は美唄市役所を除いて何らかの対策が必要な状況です。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	行政系施設は、市民の生活基盤となる施設である一方で、建物築年数が30年以上経過する施設が多いため、適正規模への建替えや統廃合の検討を進めます。 また、防災上重要な施設の耐震対策は継続的に実施の検討を進めます。
--------------------------------	--

5.8 公営住宅

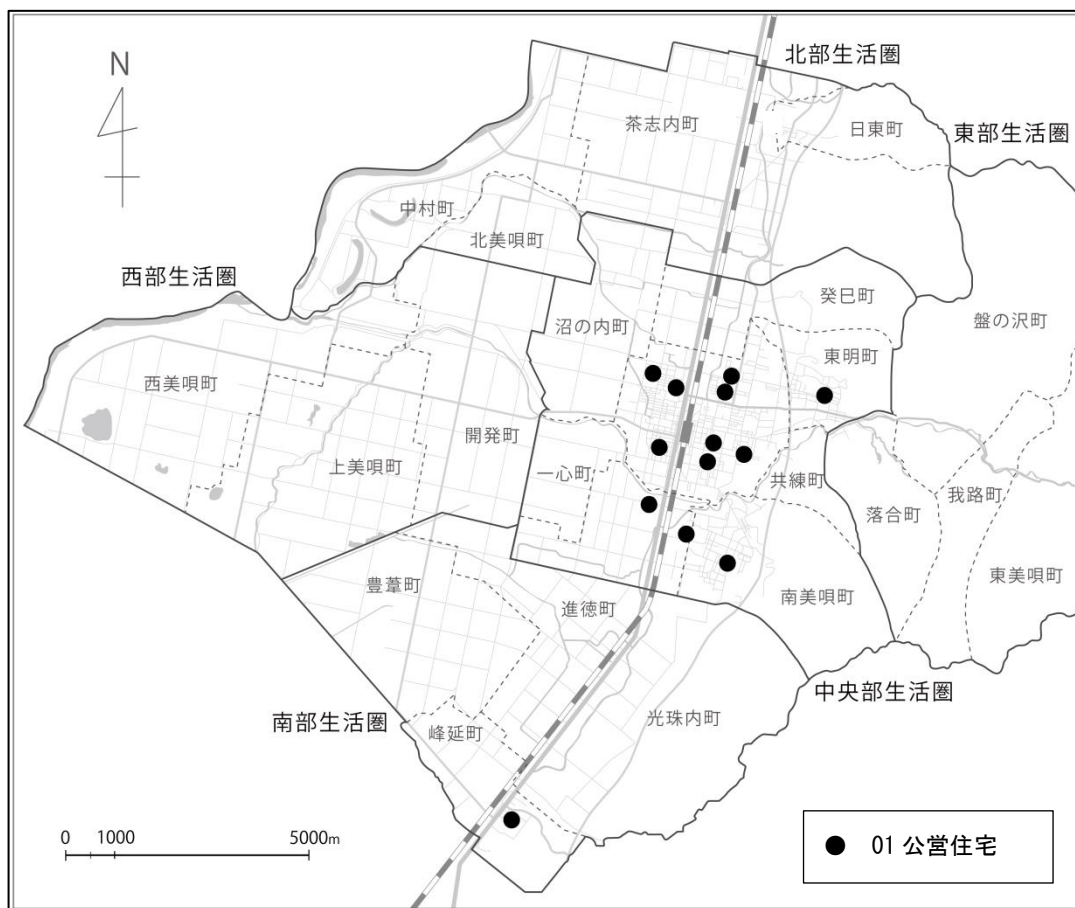
■主要データ

該当施設	公営住宅	南美唄団地/いなほ団地/進徳東団地/共練団地/東光団地/ 美の里団地/東明恵愛団地/峰延東陽光団地/有明団地/東 雲団地/ゆたかニュータウン/進徳団地/有為団地
施設数（建物数）	13	施設（92棟）
総延床面積	83,009	m ²

■現状・課題

① 保有状況	・公営住宅の保有状況は施設数が13施設（建物数92棟）、総延床面積が83,009 m²です。これら施設の経過年数は平均32年です。
② 利用・運営状況	・公営住宅の管理戸数は1,040戸で、政策空家数を除いた施設全体の入居率の平均は72%です。 ・施設の運営はすべて直営により運営されています。
③ コスト状況	・令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約1億2,328万円です。一方、施設使用料は約1億7,682万円で、歳出を上回っています。 ・今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約56.8億円（住民1人当たり負担約27.8万円）です。
④ 建物状況	・耐震対策は約70%が新耐震又は耐震補強済みであり、残り約30%の建物について対策が必要な状況です。 ・バリアフリーに対応している公営住宅は、東雲団地、ゆたかニュータウン、進徳団地、有為団地です。また、車椅子対応については、東明恵愛団地、東雲団地、ゆたかニュータウンの一部が対応しています。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	公営住宅は、その多くが市中心部にあることから、建物築年数や入居率に応じて、集約の検討を進めます。 また、市として供給する公営住宅の総量削減について検討を進めます。
--------------------------------	---

5.9 供給処理施設

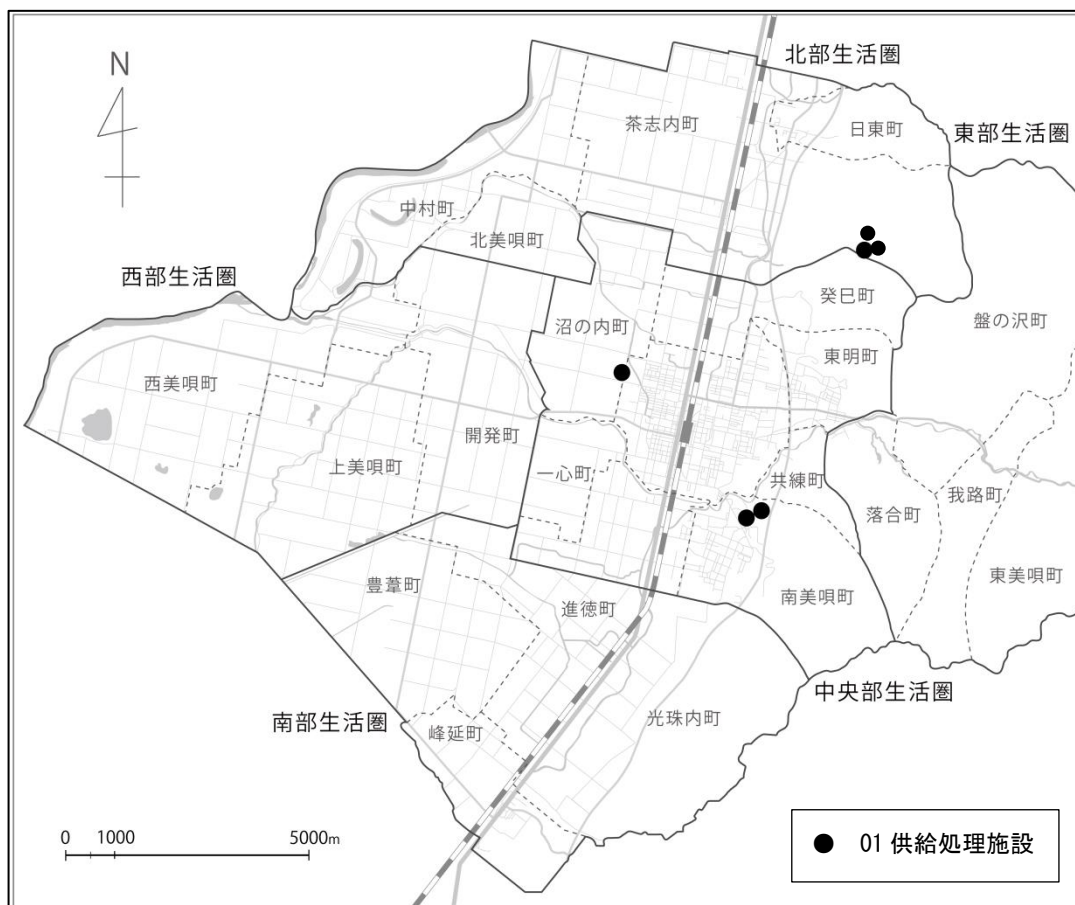
■主要データ

該当施設	供給処理施設	し尿処理場/一般廃棄物最終処分場 エコの丘/一般廃棄物ストックヤード/生ごみ堆肥化施設/美唄市ゴミ処理センター/美唄市リサイクルセンター
施設数（建物数）	6 施設（8 棟）	
総延床面積	6,827 m ²	

■現状・課題

① 保有状況	・供給処理施設の保有状況は施設数が6施設（建物数8棟）、総延床面積が6,827 m ² です。これら施設の経過年数は平均20年です。
② 利用・運営状況	・使用停止しているし尿処理場及びゴミ処理センターを除いて、施設の運営はすべて指定管理により運営されています。
③ コスト状況	・令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約1億6,570万円で、そのほとんどが一般財源からの支出です。 ・今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約4.4億円（住民1人当たり負担約2.1万円）です。
④ 建物状況	・耐震対策はし尿処理場のみ未実施です。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	供給処理施設は、市民の生活基盤を支える施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、建物の劣化状況や稼働状況を考慮して、隣接市町村との広域連携の検討を進めます。
--------------------------------	---

5.10 医療施設

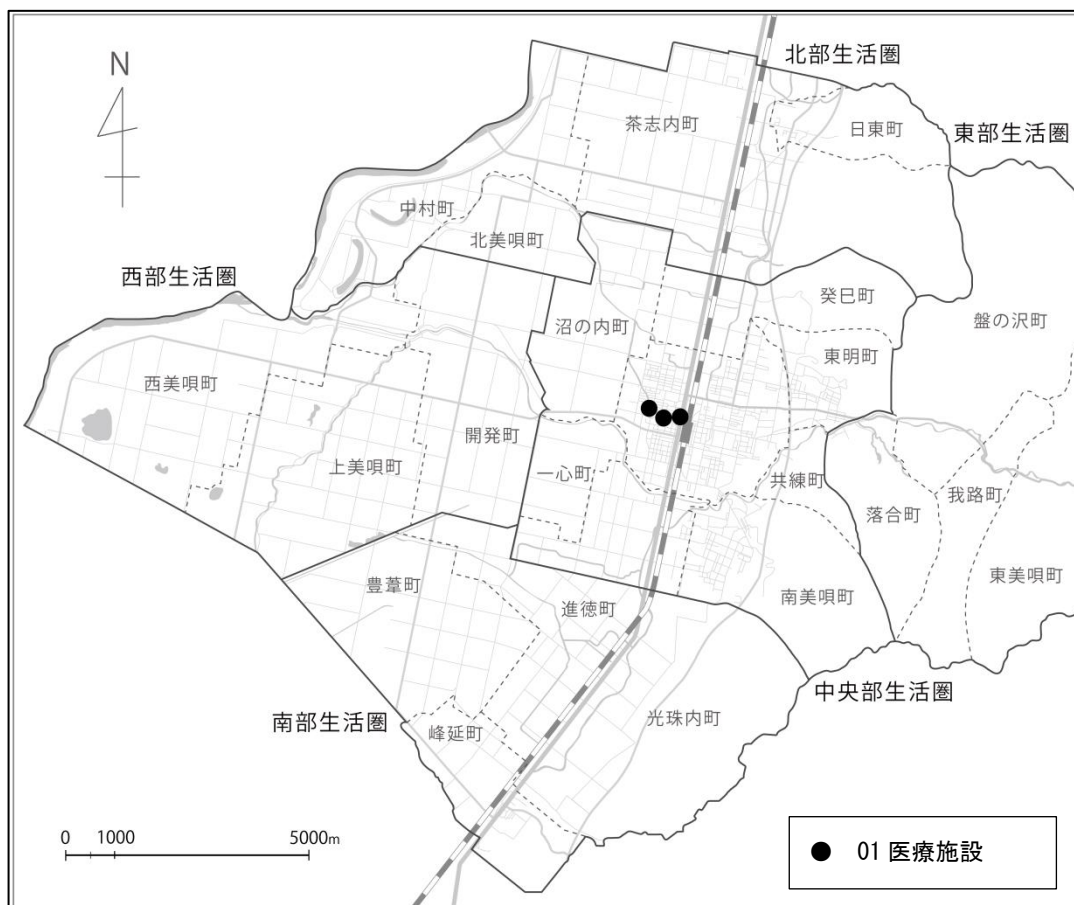
■主要データ

該当施設	公立病院	市立美唄病院
	公立病院 関連施設	市立病院医師アパート/市立病院職員公宅
施設数（建物数）		3 施設（11 棟）
総 延 床 面 積		11,425 m ²

■現状・課題

① 保 有 状 況	・医療施設の保有状況は施設数が3施設（建物数11棟）、総延床面積が11,425 m²です。これら施設の経過年数は平均37年です。
② 利用・運営状況	・市立美唄病院の令和2年度の年間入院・外来患者数は合計56,665人であり、病床利用率は47.8%となっています。 ・施設の運営は全て直営で運営されています。
③ コ ス ト 状 況	・令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約7,018万円で、このうち市立美唄病院が約6,992万円となっています。 ・今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約49.6億円（住民1人当たり負担約20.8万円）です。
④ 建 物 状 況	・6棟が新耐震の建物です。 ・バリアフリー対策は市立美唄病院では点字ブロックを除いて完了しています。 ・避難所に指定されている施設はありません。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	医療施設は、人口減少や超高齢社会に対応した医療環境を構築するため、今後は、地域包括ケアの基幹的な機能を担う新病院の建設を進めます。 また、病院職員公宅は建物築年数が30年以上の施設が多いため、建物の劣化状況と入居率を考慮して、集約や民間の建物利用の検討を進めます。
--------------------------------	--

5.11 その他公共施設

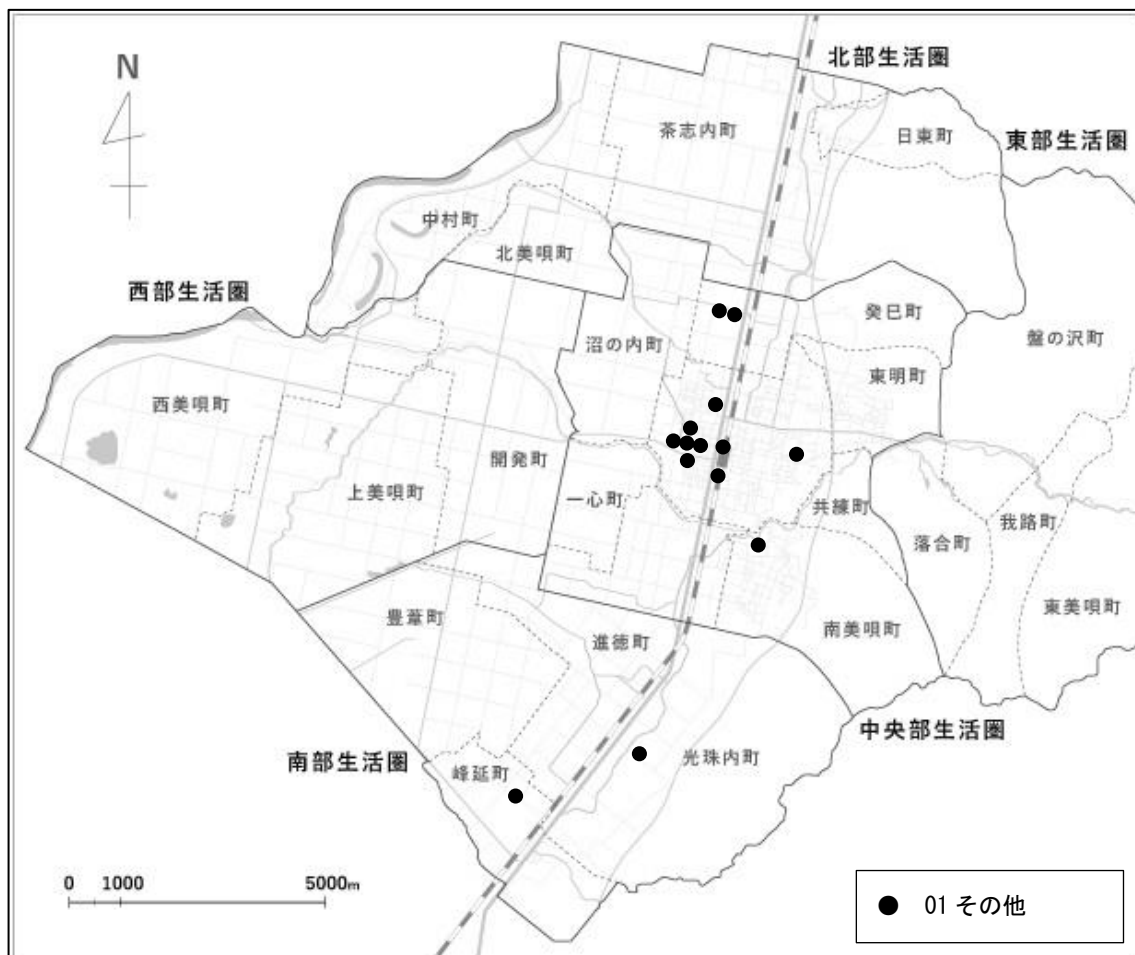
■主要データ

該当施設	その他 公共施設	ピパオイの里プラザ/火葬場（美唄斎苑）/自動車車庫 /教職員住宅/公用車車庫/市職員住宅/重機用車庫/中央小教員住宅/美唄駅周辺地区ポンプ室/美唄駅西口第1自転車駐車場/美唄市小麦集出荷調製施設/美唄市米穀乾燥調製施設/美唄市有機物製造供給施設/南美唄地区共同浴場
施設数（建物数）	14	施設（20棟）
総延床面積	11,403	m ²

■現状・課題

① 保有状況	・その他公共施設の保有状況は施設数が14施設（建物数20棟）、総延床面積が11,403 m ² です。これら施設の経過年数は平均40年です。
② 利用・運営状況	・施設の運営は、委託が1施設、指定管理が5施設、直営が8施設となっています。
③ コスト状況	・令和2（2020）年度の施設に関わる歳出計は約3,705万円となっており、その約7割が一般財源で、火葬場と住宅の施設使用料収入で残りの約3割が賄われています。 ・今後30年間、施設を維持するために必要な投資的経費は約2.3億円（住民1人当たり負担約1.1万円）です。
④ 建物状況	・約45%が新耐震の建物であり、残り約55%の建物について耐震対策が必要な状況です。 ・バリアフリー対策は約15%が完了しています。

■配置状況



■管理に関する基本的な方針

全 体 傾 向 と 今 後 の 方 針	その他公共施設は、火葬場や南美根共同浴場など市民の生活基盤となる施設がある一方で、職員住宅や公用車車庫等の施設があります。 今後も使用する施設は計画的な改修を行い、利用が見込まれない施設は、計画的に解体や売却の検討を進めます。
--------------------------------	---

5.12 用途廃止施設

■主要データ

該 当 施 設	心身障害者共同作業場/美唄地域人材開発センター/旧中小企業センター/東中学校 校長住宅/旧美唄ダム事務所/美唄中学校 教頭住宅/美唄中学校 校長住宅/旧我路生活館/旧勤労青少年ホーム/旧共練生活館/旧進徳生活館/旧東明生活館/旧落合生活館/旧茶志内小学校/旧峰延小学校/旧峰延保育所/旧東美唄出張所/旧我路電話局舎/旧光珠内保育所/旧市立美唄児童館/旧沼東小学校/旧上美唄開拓婦人ホーム/旧茶志内小学校/旧東栄小学校/旧美唄地区共同職業訓練校/旧豊葦営農改善センター/旧北美唄営農改善センター/旧茶志内小学校管理者住宅/旧南美唄小学校 校長住宅/旧南美唄中学校 校長住宅/旧峰延小学校 教頭住宅/旧南美唄小学校/旧南美唄中学校
施 設 数（建 物 数）	33 施設（48 棟）
総 延 床 面 積	29,544 m ²

■現状・課題

① 保 有 状 況	・用途廃止施設は33棟あり、総延床面積が29,544 m²です。 ・1000 m²以上の大規模な建物は9棟、延床面積は約1.8万m²で全体の過半を占めています。一方で500 m²未満の建物は32棟あります。
② 利 用・運 営 状 況	・約58%は、使用が停止されています。 ・約42%は、公共施設としての使用はされていないものの、住民への無償貸与等により、使用されています。
③ 建 物 状 況	・1950年代から1990年代前半にかけて建設されています。 ・竣工後40年を経過している建物が全体の約70.1%を占め、老朽化の進行による安全性の問題が懸念されます。 ・旧耐震基準の建物が多く、一方で耐震性を有する建物は20棟です。 ・地区避難所に指定されている施設は4施設、広域避難所に指定されている施設は7施設あります。

■管理に関する基本的な方針

統合や廃止の 推進方針	有効活用	竣工年が比較的浅く、耐震性能を有する建物については、余剰スペースの有償貸付や、他の老朽化施設の移転先のストックとして積極的な有効活用を図ります。
	売却または計画的撤去	竣工年が古く、規模が大きい建物については、売却または計画的撤去を進めます。継続使用する場合、耐震対策や老朽化対策工事を要することが想定されるため、建物の安全性及び費用対効果を勘案し、原則継続使用は行わないものとします。
	売却（譲渡）または計画的撤去	竣工年が古く、規模が小さい建物については、売却、譲渡または計画的撤去を進めます。特に現に使用されている建物は、現使用者等への売却、譲渡、別建物への移転の上建物撤去等を総合的に判断して決定します。
修繕・改修や 建替の方針	・余剰スペースの有償貸付や、転用により新たな公共施設として活用する場合は、必要に応じた修繕・改修を行います。 ・現に使用されている建物は、使用者との修繕・改修費用の負担区分の明確化を進めます。 ・使用停止建物は、原則として修繕・改修は行いません。	

5.13 インフラ施設

■主要データ

保有状況	道路	一般道路 実延長：505,474m／道路面積 3,474,640 m ² 自転車歩行者道 実延長：420m／道路面積 3,356 m ²
	橋りょう	橋りょう数：256 橋 実延長：4,248m／橋りょう面積：27,220 m ²
	上水道	導水管：20,030m／送水管：6,315m／配水管：334,237m
	下水道	実延長：182,782m／普及率：78.1%
	公園	公園数：20 箇所／公園面積 79.05ha

■管理に関する基本的な方針

全体傾向 と今後の方針	インフラ施設についてはそれぞれの長寿命化計画に基づき計画的に整備を進めます。
----------------	--

第6章 今後の具体的な取組

第6章 今後の具体的な取組

6.1 対話と協働のまちづくり

本計画の推進にあたっては、第7期美唄市総合計画基本構想に掲げる目指すべき都市像である「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けて、協働のまちづくりを基本とします。

公共施設の建替え、集約、廃止等の際には、地域懇談会等を通じて、直接対話による説明や意見交換を行い、市民と協働して検討を進めていきます。



図 6.1 地域懇談会「市長とのふれあいトーク」の様様

6.2 民間ノウハウ等の積極的な活用

本市では、これまでも公共施設等の管理について、民間事業者等による効果的、効率的な手法を期待するとともに、住民サービスの向上等を図る目的で指定管理者制度の導入を積極的に進めてきました。

現在、本市で指定管理者制度を導入している施設は46件¹²あり、一定の住民サービス向上と施設管理に要する人員削減や経費削減の効果がみられます。

今後も公共施設の更新や運営・維持管理等のあらゆる場面において、PPPやPFIの活用を検討し、市民や地元企業の創意工夫に富んだ発想や民間ノウハウを生かす取組を進めます。また、民間からの提案を積極的に受け入れることにより、民間施設との複合化等を検討し、行政負担の軽減と公有財産の有効利活用を図ります。



図 6.2 指定管理者制度導入事例（温水プール「すい〜む」）

¹² 令和3年4月1日現在（美咲市ホームページによる）

6.3 実効性ある公共施設等のマネジメントに向けて

公共施設等総合管理計画が円滑な推進と計画目標の達成に向けて、上位計画である第7期美唄市総合計画や本計画に基づいた各分野の長寿命化計画などの個別計画により、計画の見直しや整合を図りながら進めていきます。

美唄市公共施設等総合管理計画

令和 3 年度改訂版

発行 令和 4 年 3 月

編集 美唄市総務部美唄デザイン課

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 0126-62-3131 FAX : 0126-62-1088